

令和6年6月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月18日（火）

議事日程第3号

令和6年6月18日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番8	17番	石橋英和君	78
順番9	18番	中本正人君	85
順番10	4番	梅本知江君	89
順番11	6番	高本勝次君	96
順番12	5番	阪本久代君	110
順番13	3番	岡本喜好君	121

議員定数18名

出席議員17名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	13番	田中和仁君
14番	南出昌彦君	15番	辻本勉君
16番	土井裕美子君	17番	石橋英和君
18番	中本正人君		

欠席議員1名

12番 小林弘君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	病院事業管理者	古川健一君
総合政策部長	井上稔章君	総務部長	中岡勝則君
経済推進部長	三浦康広君	健康福祉部長	久保雅裕君
農業委員会事務局長			

危機管理監 大岡 久子 君
会計管理者 兼 井 和彦 君
教育部長 岡 一 行 君
病院事務局長 池之内 正行 君
監査委員事務局長 岩 坪 恭子 君
政策企画課長 辻 本 真吾 君

建設部長 西 前 克彦 君
上下水道部長 堤 健 君
消防長 永 井 智之 君
選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌亮 君
財政課長 三 嶋 信史 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。

ただ今の出席議員は17人で、定足数に達しております。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番 堀内君、10番 垣内君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（森下伸吾君）日程第2 一般質問を行います。

順番7、17番 石橋君。

〔17番（石橋英和君）登壇〕

○17番（石橋英和君）おはようございます。

豪雨が心配です。それと、私たちの会派の小林議員がけがをして入院となりまして、質問の順番を変えていただいたり、ご迷惑をかけたりご心配を頂いたりでございますが、本人は痛いとは言っておりますが元気でありま

すので、それと、一般質問をどうしてもやりたいということで、担当の先生に、一般質問の時間は入院中ですけど行かしてほしいとお願いしているんだと、そのように言っていました。明日、元気に来てくれるんだろうと思っています。

それと、最近のニュースなんですけども、ギリシャのアテネのアクロポリス世界遺産が猛暑のために閉鎖をしたというニュースを聞きました。アクロポリス、ギリシャ最強の観光資源でありまして、行かれた方もおられると思います。私も一度行ったことがあるんですが、アクロポリスの丘の上にパルテノン神殿がありまして、ご存じのようにパルテノン神殿は柱があるんですけど、屋根がありません。だから、そんな中、直射日光で観光客が危険だということで閉鎖したようであります。

あの辺、地中海性気候で穏やかな地域だとは聞いておりますが、ふだんの夏の最高気温はせいぜい33度、34度、その辺が最高だったようであります。先日は43度まで跳ね上がってしまって、急遽、観光客が大勢集まっている中であつたんだが閉鎖したというニュースを聞きました。日本だけじゃなくて、世界中が異常な気候になってきているのかなと、そのように感じました。

それでは、私の今回の一般質問を始めさせ

ていただきます。今回の提案は公共施設避暑地計画であります。

去年の夏、夕方のニュースで危険な暑さというワードが飛び交っていたことを思い出します。間もなく今年も暑い夏がやってきますが、去年を上回る暑い夏になると気象庁は警鐘を鳴らしております。どんな夏になるのかと恐ろしい気がします。高齢者の皆さんはどんな気持ちでこの夏を迎えようとしているのでしょうか。

さらに追い打ちをかけるように、電気料金の値上げが発表されました。命を守るためにエアコンをかけましょと今年もテレビで呼びかけるのですが、年金生活者にはなかなかそうはいかない現実があるんだろうと思います。国や橋本市からいくらかの支援が出ますが、今般の諸物価の高騰さえ補い切れるものではありません。

去年、災害級の暑さという表現も度々耳にしましたが、災害ならば災害対策は行政の責務ではないでしょうか。

そこで私からの提案であります、公民館を中心として、市内の公共施設の利用可能なスペースを高齢者が快適に集える避暑地として開放してくださいというものであります。これは去年も呼びかけていたようですが、大きな動きにはならなかったと記憶しています。

コロナの期間、高齢者は人と人との接触を制限され、閉じ籠もり生活を強いられてきました。残念ながら、コロナの期間に要介護高齢者が増えてしまったんだろうと推測いたします。高齢者は外に出て人と楽しく会話することで、認知症はもとより身体的な老化現象までも予防できます。この夏、公民館や福祉センターで楽しく集えたら、熱中症対策と介護予防の一石二鳥の効果が見込めます。国も奨励していますし、ぜひとも施設を大々的に開放して、クーリングシェルターとして提

供していただくよう要望いたします。

一昔前なら夏は暑くて当たり前、二、三か月我慢していたら知らないうちに秋になるから、これでよかったのですが、救急搬送された人たちもいなかったんですが、しかし、近年の夏は、特に今年の夏はそれでは済まないようであります。積極的に対策を講じなければ、犠牲者も出かねない猛暑が来ようとしております。

さて、ふだんから公民館は誰でも自由に出入りできる施設ではありますが、サークル活動や団体の会議などで、予約を取って使用料を払う人たちが主に利用しています。館に入っていくと職員から、「どのサークルですか」と声をかけられて、「涼みに来ました」とはなかなか言いにくく、ついつい足が遠のいてしまいます。サークルにも団体にも入っていない人たちには、やはり敷居が高いことは否めません。この人たちを公民館に招き入れるには、もっと敷居を低くしなければなりません。

そのために何が必要かではありますが、第1番はPRだと考えます。大々的にPRして、暑い日は公民館に集まって快適に過ごしますという風潮をつくることから始めて、だんだんと人が集まり始めれば人が人を呼んで、それまで高いと感じていたはずの公民館の敷居は間違いなく低くなっていきます。

2番目は、施設側にも臨機応変な工夫が求められます。高齢者に寄り添った対応をしていただきたいと思います。それぞれの施設は集まってきた全ての人たちに対し、常にウェルカムであっていただかなければなりません。

どうか猛暑のこの夏、公共施設避暑地計画で、高齢者、障がい者、病氣と闘っている人、生活困窮者、市内全ての弱者を猛暑災害から守っていただくことを強く要望いたします。

壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の質問、高齢者を今年の猛暑から護れ。高齢者クールサマー計画、市内の公共施設を楽しく集える避暑地に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）おはようございます。

高齢者を今年の猛暑から護れ。高齢者クールサマー計画、市内の公共施設を楽しく集える避暑地についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、本年度の夏は梅雨の到来が遅れるため、梅雨明け後は厳しい暑さが予想されるとの報道がなされており、6月の「広報はしもと」において、熱中症予防に対する注意喚起を行っています。

高齢者をはじめとする熱中症対策としましては、まずは気温が高い日中の時間帯には不要な外出を控えていただき、ご自身の体調管理を整えていただきたいところです。

日常生活においては、電気料金の値上げが追い打ちをかけ、エアコンの使用を可能のところまで我慢されるご家庭も多いというのが実情と察しますが、体調面の健康維持には小まめな屋内の温度調節等は欠かせないところです。

議員おただしの公民館を中心に、公共施設の利用可能な空きスペースを開放して高齢者の避暑地にしていくご提案については、保健福祉センター、地区公民館、サカイキャニング産業文化会館、文化センターなどの公共施設のロビーや図書室などのオープンスペースを活用して、暑さをしのいでいただく場所を確保します。

また、各施設には啓発の案内を掲示し、公民館だよりなどへの広報の掲載、消防の防災情報のLINEに案内するなど、多くの市民に周知したいと考えています。

特に高齢者の皆さまには、げんきらりー自主運営教室などの通いの場で、暑さをしのぐ場所として公共施設のオープンスペースを気軽に利用してもらえよう周知してまいります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君、再質問ありますか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ありがとうございます。

今回の一般質問に先立ちまして、公民館を何館かと市の施設にもお邪魔しました。この計画を実践するにあたっては、特段の弊害もなさそうであります。むしろ賛同していただく前向きなご意見を多く頂戴いたしました。

10月頃にはこの計画が役目を終えて、爽やかな秋を迎えたいのでありますが、期待どおりの成果を出すにはとても骨の折れる努力が求められます。シェルターを開設しただけでは、さしたる成果は望めません。残念ながら市民は、特に高齢者は、いいと分かっているにもかかわらず行動に移してくれないことがよくあります。つつい重い腰を上げることなく、電気代を節約してエアコンをかけずに家に籠もってしまう現象、これが最大の懸念材料だと考えます。重い腰を上げてもらうのはたやすくはありません。

この計画でそれなりの効果が見込めると判断するのなら、手を抜かずに直ちに行動に移してください。猛暑にさらされる市民を前に、見て見ぬふりをするのか、「エアコンを切るな」と言うのか、そうではなくて「公民館へおいで」と言うのか、行政各部署に判断していただくしかありません。

質問をさせていただきます。一つ目、この夏、市民を猛暑から守るために何らかの行政対応が必要だと判断されますか。

二つ目、公民館と市の施設、両方にお尋ねします。猛暑対策に積極的に取り組んでいた

だけですか。

三つ目、取り組むとしたら、具体的にどんな方法が可能ですか。

この件をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

まず一点目のこの夏、市民を猛暑から守るために何らかの行政対応ということでございますけれども、健康福祉部、市全体としまして、熱中症を防ぐためには、まず市民一人ひとりが熱中症について正しい知識を持って健康被害を起こさない、重症化をさせないための予防行動をしていただくということが重要だと考えています。そのために行政としては、市民一人ひとりへの意識付け、呼びかけを行うことが最重要だと考えています。

既に行っている「広報はしもと」や介護予防教室での注意喚起に加えて、各省庁から発出されている情報を活用しながら、公共施設での展示、各種会議・イベントなどで熱中症予防の啓発にさらに取り組んでまいります。

特に高齢者につきましては、暑さ対策に対する感覚機能や体の体温調節機能が低下しているために、熱中症にかかりやすくなっています。周囲の見守りや声かけが必要だと考えています。また、家庭訪問の機会や市の事業に参加していただく機会を捉えて、市民の皆さんに注意を促すよう取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ありがとうございます。

市として猛暑対策が必要だとのこと判断から、公民館以外の多くのオープンスペースをそれに充てるということで、皆さんの積極的なご協力で場所は確保できるようであります。ありがたく思います。

あと、先ほども申しましたが、場所があっても人が集まらなければ意味のないことで、

どうしても大々的なPRが不可欠だと考えますが、この点に関して質問いたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まずは啓発物資ということで環境省のほう等々から出ておりますし、消防のほうからも出ております。そういったところについては積極的に渡していく。声かけも重要なんですけれども、見ていただいて確認するということも大事だと思っています。

また、私の今の勝手な判断になるかもしれませんが、のぼりとかを作らせていただいて、できるだけ市民の方に目について、施設に入ってもらえるような感じのものが取り組めたらなと思っています。これは予算の関係もありますので、いきいき健康課の予算の中でのぼりをできればというふうには思っております。まだ予算の裏づけは取っていないんですけれども、ただ今の質問ではそういったことで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ちょっと確認を取らせてくださいね。各施設での案内掲示はやっていただけますか。

それと公民館の場合、公民館だよりで広報することは可能ですか。

それと消防のほうなんですけれども、防災情報のLINEを使つての案内、その辺は可能ですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

公民館におきまして、掲示等は行っていきたいと考えております。

それから公民館だよりにつきましても、気軽にお越しくささいという旨の内容を掲載したいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）消防でのということでしたが、広報といたしましてもLINEによる啓発、これは行ってまいります。また、文化センター等にも同様の処置を、公民館としていきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）市内の全公民館に、一応こういう方針でやってくださいというふうには下ろしては頂けるといえることですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）そのように考えてございます。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）それで、じゃあ、公民館はそういうことで、市の施設のほうですね、福祉センター、それからサカイキャニング産業文化会館等々、それらも一応それに対応していただけるということでもよろしいですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず福祉センターにつきましては、入り口に受付の方がいらっしゃると思います。そこへ申し出ていただければオープンスペースに案内させていただきますし、先ほど言いましたように啓発の掲示をさせていただいて、気軽に、そこに声をかけずしてでも椅子に座っていただけるような環境づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いします。

また、産業文化会館につきましても、教育委員会のほうからそのような周知をさせていただいて、同じような取組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ここは駄目ですよというのは特段なかったようですので、この夏は暑い日、そっちへ出かけていけば快適な場所

を提供していただけると、そういうことで、その辺はありがとうございます。

それと、それぞれの館におられる皆さま方、どうかそうやって訪れたね、最初はやっぱり遠慮がちには来られるんだろうと思うんです。でも、本当に優しくお迎えしてくつろいいただけるように、館の方々にもよろしくお伝え願えればと思います。

それで、先ほどからしつこく言っております大々的なPRというところなんですけども、いろんな方法をやっていただけたということでも聞かせていただきましたが、一つ大事なのが抜けておるような気がいたします。皆さま方が持っている最強のPRツール、口コミなんですよね。

これから職員の皆さんが毎日のように、「暑いですね」と市民から声をかけられます。何と答えられますか。「そうですね、暑いですね」では答弁もれなんです。その答弁の後に、「今年は公民館が避暑地になっていますよ。サカイキャニング産業文化会館が避暑地になっていますよ」。これが正解で、どうか皆さん、ふだんの市民との会話の中にこういうお知らせをしていただけますように、よろしくお願いいたします。

それと、市長にお願いなんですけども、ふだん大勢の方の前でしゃべられる機会が多い市長であります。この件もしっかりとその場の皆さんにお伝えいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、危機管理室にご質問したいんですけども、今日は警報が出たということでどなたかが代わってお答えいただけると思うんですけども、危機管理室1番、日頃、市民を災害から守っていただいている危機管理室ですが、従来からの台風豪雨災害、地震災害と併せて猛暑災害とも向き合っていかなければならない時代が来てしまったと考えますが、危機管

理監はどのようにお考えか見解をお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） 議員おただしのよう
に、命の危機のある暑さ、災害級の暑さなど、
連日メディアでも報道が絶えません。猛暑対
策は救急医療、教育、労働、農林水産業、ス
ポーツ、観光などの分野だけでなく、日常生
活においても対策が必要なことから、各分野
が必要に応じた対策をすべき時期に来ている
と思いますので、全庁的に取り組むべき課題
の一つであるというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君） 17番 石橋君。

○17番（石橋英和君） それと危機管理室、も
う一点お伺いいたします。

今回提案させていただいております公共施
設避暑地計画であります。これに対応して
危機管理室で保有しているペットボトルの飲
料水を、期間中、それぞれの所定の場所に配
布することはできませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） 管理の問題ですとか
衛生面など、一定のルールは必要かと思いま
すけれども、備蓄水の提供は可能であるとい
うふうに考えております。

○議長（森下伸吾君） 17番 石橋君。

○17番（石橋英和君） それはありがとうございます。
つつい水分補給が足りないという
のが夏場の一番危ない行動でありますので、
お水を頂けたらありがたいと思います。ぜひ
ともよろしく願ひいたします。

でも、本当にこの雨が済んだらすぐにまた
猛暑になりますので、急いでその計画運用を
実行に移していただきたいと思ひます。よろ
しく願ひいたします。

危機管理室、二つ質問をさせていただいて、
非常に前向きなご答弁をありがとうございます。
よろしく願ひいたします。

ただ、集まった人たちが一日中公民館でい
れるわけありません。しかし、ここに来ら
れたら、1日のうち何時間かはお家のエアコン
が切れます。これがやっぱり電気料金の節
約につながります。でも、これだけやってい
れば熱中症被害が全て防げるとは思っており
ません。答弁で頂いた中にも、当局はいろ
んな熱中症対策を用意していただいているこ
とが分かりました。それらも今年しっかりと
願ひいたします。

それで、市民に避暑地計画を大々的に伝え
ることで、不安な気持ちでいる人たちに行政
の優しさが伝わってほしいなと思っております。
猛暑に立ち向かっていく元気が湧いてくる
に違いないと思っております。これを皆さ
んに伝えて、一緒にこの暑い夏を乗り切りま
しょうと、夏を前にして、猛暑前にして、そ
んな気持ちで取り組んでいただきたい
なと思ひます。

この件に関して、市長、一言頂けませんか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 石橋議員の質問にお答
えします。

今高齢者のお話ばかりだったんで、杉村
公園も実は真夏になると誰も遊んでいない
という状況があります。子どものためにも公共
施設の開放、今福祉センターの2階、のびの
び教室のほうで午後から開放していますし、
教育文化会館の3階にも子どもたちの施設を
開放しています。恐らく公民館にも、できたら
図書室ぐらいに子どもたちが行くスペース
をつくっていくように今指示もしています。

高齢者だけではなくて、子どもも高齢者の
人も一緒に避難、涼んでもらうということが
大事ななというふうにも思ひます。啓発、啓
発のお話ばかりやったんですけど、そこに
どういうスペースがつかれるか。例えばここ
で涼んでくださいねという、机とか椅子を置

いて新たにコーナー設置ができるところはやっていくというふうなことをしていけばいいのかなというふうに思います。

私もできるだけそういうふうなことは伝えますが、残念ながらこれから総会がなくなってくる時期に入って、あまりしゃべることがなくなってくるので、できるだけLINEであったり、公民館に掲示をするとか、できるだけ情報伝達、SNSとかインスタグラムとかを使って連絡をするとか、例えば老人会、市老連のほうにお願いをして、こういうところを開放しますから来てくださいねというアナログ的なことも考えられますので、熱中症対策において、消防の小野南君の熱中症予防の動画も上げてくれています。そういうのもできるだけ情報提供をしながら、とにかく涼しいところで涼んでくださいというようなことを市民の皆さんに伝えていけたらなというふうに思いますし、ひょっとしたら高齢者の方だけではなくて来てくれると思います。

ただ、基本的に一つお願いをしたいのは、やっぱりお茶とかは自分で持ってきてほしいんです。もしどうしても持ってなかったとか、どうしても必要やという人には提供はします。そうしないと、備蓄品がいくら積み上げていても、この夏の間に出していくと備蓄の量がまた減っていくという、そういうふうなこともありますので、できたら賞味期限前の水を配るというのはできるだけ避けたいんで、できるだけ新しい水も配るんだったら配っていくというふうなことも考えていきたいと思います。

熱中症対策については、市民の方々のことも考えながらより一層、今担当部長のほうも答えましたから、徹底的に情報を発信していく。そしてまた老人会の方にも連絡をして、もし暑かったら公共施設で涼んでくださいねというところをお話しさせていただければと

いうふうに思います。まだ実際どれぐらいの方が来てくれるか、あるいは、来る手段のない方という方の問題もあるかと思います。ただ、迎えに行くというわけにもなかなかいきませんので、近所の友達の皆さんが誘い合って来ていただくような、そういうこともできたらなというふうに、やっぱり共に行動するということも大事かなというふうに思います。

ただ、本当に遠慮なく公共施設を使っただけしたら、私たちにとってもありがたいことなんで、広報にはより取り組んでまいりまし、ぜひ使っていただけたらというふうに思いますので、もし議員の皆さんでも一緒に来ていただいて、高齢者の皆さんとお話をさせていただくという機会を取っていただければいいのかなと思いますので、間違いなく熱中症対策については市を挙げて取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ありがとうございます。

何年前でしたか、前の知事が「暑い夏は県の美術館、涼しいですからどうぞ」とおっしゃっていたのを聞きましたね。いい考えだなと当時、何年も前ですよ、だからね。でも、その後、和歌山テレビで美術館へ大勢の方が集まっていますというニュースは流れなかった。私、行かなかったから分かりませんが。だから、そんなに人は動かなかったんと違うかなと思っているわけですよ。

でも、せっかく高い金をかけてエアコンを回しているのにもったいないということもあるし、本当に今年の夏はすさまじい暑い夏だと気象庁も言っているんだから、徹底的にやって、秋が来たら、あれをやってよかった、やっぱり大勢の人が集まったし、多分熱中症患者は随分と減らされたはずやねと、そこまで言えるようになるまで、市長が言われたよ

うに私たちもPRせよということで、それはそのとおりでありますし、市の全員の皆さんにお願いしたいのは、どうぞ市民に、エアコンをかけずに家で我慢せずに、公民館なりいろんなところへ集まって皆さんで楽しく過ごしてくださいよというのを一斉に伝えていただけたら成果が得られると思います。どうかよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）順番8、18番 中本君。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。私も15番議員と同じく21年目を迎えます。一般質問というのはなかなか緊張感のあるというんですか、特に今思ひ出しますと1年生議員のときには、明日は一般質問となれば、本当に夜も寝れないというぐらい緊張したことを今懐かしく思い出します。今はそういう気持ちはもうありませんけども、今はまた逆に一番年長議員として、いい意味でも悪い意味でも頑張らないかなということだと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは今回は、救急搬送に係る選定療養費についてお伺いしたいと思います。

選定療養費のうち、初診に係る特別の料金に関しては、初期の診療は地域の病院で、高度専門医療は大きな病院で行うという医療機関の機能分担を目的に制定された制度です。

一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じているため、国の制度により一定規模以上の対象となる一般病床200以上の地域医療支援病

院等では、紹介状を持たずに外来受診する患者から選定療養費7,000円以上を徴収するということです。

市民病院として、救急搬送に係る選定療養費についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君の質問、救急搬送に係る選定療養費に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）救急搬送に係る選定療養費についてお答えいたします。

選定療養費とは、保険外併用療養費が適用される制度の中に分類されるものの一つであり、健康保険法等に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養により示され、健康保険の自己負担とは別に負担が発生する追加的なサービスにかかる費用のことを言います。具体的には、特別の療養環境の提供（いわゆる差額ベッド代）、200床以上の病院の初診、紹介後の再診、予約に基づく診療、規定回数以上の診療行為、歯科の金属材料差額、診療時間外の診療、180日を超過した入院等、令和6年6月現在では15項目が規定されており、それぞれの徴収にあたっては項目ごとに通知で示されています。

今回おただしの救急搬送に係る特別の料金としての選定療養費は、200床以上の診療に係る特別の料金に該当すると考えられますが、本院においては令和3年10月1日に見直しを図り、従前の780円から現在の2,200円となっています。

また、本院は地域医療支援病院等の指定を受けていないため、200床以上の病院ではありませんが、現時点では7,000円以上の徴収義務はなく、本院初診に係る特別の料金としての選定療養費2,200円については、橋本市病院事業

使用料及び手数料に関する条例第2条第2項第8号の規定に基づき、別表第5に初診に関する特別の料金として規定し、近畿厚生局に届出を行った上、徴収を行っています。

すなわち、救急搬送に係る選定療養費については、救急搬送自体に特別の料金を設定し、その徴収を行うものではなく、あくまでも初診に係る特別の料金としての選定療養費を徴収するものです。そして、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、選定療養費の徴収は認められていないため、本院においては、救急搬送時の当該診療に係る特別の料金としての選定療養費の徴収は行っていません。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君、再質問ありますか。

18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

私は今回この質問をなぜしたかと申しますと、ニュースで松阪市の基幹病院である三つの病院が選定療養費7,700円を徴収するというニュースが流れていました。私もこれには興味がありましたので調べさせていただきました。松阪市の救急車の使用も年々増えていて、令和4年には1万5,539件、そして5年度には1万6,180件という出動件数です。そういう中で、市としましても、このような状態が続けば、このままでは本当にできないということから、市民病院としてこれからの病院の関連を考えたときに、やはり救急車を利用して、そして診察した結果、重症ではないという診察を受けたとき、また救急車を利用して病院に行ったときに、先ほど言いましたよね。

そういうことで、とにかくもう少し救急車というのを適正利用というんですか、そういうのをしてほしいなということを思いまして、私は今回質問になったということです。

そういうことでまずはじめにお伺いしたい

のは、令和3年から5年の救急搬送件数についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

本院での搬送件数におきましては、令和3年度2,105件、令和4年度2,563件、令和5年度2,630件となっております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）年々増えているということですね。分かりました。

それでは、次にお伺いしたいんですけども、市民病院は選定療養費についてどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおたかしですけども、先ほど答弁させていただきましたが、救急搬送に係る選定療養費につきましては、救急搬送自体に特別の料金を設定し、その徴収をするものではなく、あくまでも初診に係る特別の料金としての選定療養費を徴収するものでございます。そして救急搬送など、緊急やむを得ない事情がある場合は、選定療養費徴収は認められておりませんので、本院としては当該初診に係る特別料金としての選定療養費は、徴収を行っていないというのが現状でございます。

ただしです。今後、救急患者の動向として、コンビニ受診の増加等が原因で救急外来のほうが逼迫するようなことが、そういうふうなことになってくれば、かかりつけ医との機能分化の強化、それと医師の働き方改革、そういった観点から、時間外の選定療養費の導入検討実施、そういったことの可能性もあるということになってくると思います。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ただ今の答弁を聞かせていただいて、市民病院としては救急搬送の選定療養費は徴収していないということですね。しかし、今後の動向として救急外来が逼迫するようであれば、時間外選定療養費も検討、実施の可能性があるということですよ。よく分かりました。

では次にお伺いします。次にお伺いしたいことは、市民病院で救急搬送された患者で軽症者がいたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず軽症に対しまして、市民の方々、患者さん、医療従事者と個々の解釈が異なると思われま。

まず軽症の定義といたしまして、救急搬送で用いられます入院加療を要しないを当該定義といたしました場合、令和5年度におけます救急搬送件数2,630件のうち、1,421件が入院外となった搬送になっております。全体の約半分を占めております。

また、この救急搬送のうち、入院外である割合、過去10年は調査させていただきましたところ、同水準で全体の救急搬送に対しまして、概ね半分が入院外となっております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

軽症者が半分近くもいてということですよ。びっくりですよ。救急搬送された患者というのは、普通は急病重症者だと思うんですけどね。しかし、今お答えいただいたように、軽症者が半分近くいるということは考えられませんか。

ここで私、三重県松阪市の令和4年度の傷病程度別の搬送を紹介させていただきたいと思ひます。死亡が2.2%、重症が4%、中等症が37.1%、軽症が56.6%、その他0.1%ということで、軽症者が56.6%もおるとい

す。これも市民病院と同じく軽症者が半数以上いるということ、普通は考えられないですよ。こういうこと、私も初めてこれを質問するにあたって分かりましたけども、救急車をどのように市民は考えているのかなと。先ほども言ったように、もっと適正利用してほしい。でなければ、助けられる命も助からないと、私はそう思うんですよ。

そういうことで、やはり我々自身も率先して救急車というものについて、市民の皆さんにお話ししていかなければいけないなというふうに考えます。

それでは次にお伺いしたいことは、橋本市内で200床以上の病院は市民病院と紀和病院ですけども、紀和病院は既に選定療養費として7,700円を徴収していますよね。しかし、市民病院は、選定療養費についてはまだ何の動きもないということとをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず紀和病院につきましては、昨年2023年に地域医療構想の調整会議におきまして協議を経て、和歌山県より8月に紹介受診重点医療機関としての指定を受けております。

当院のほうも外来機能報告、毎年10月1日を起点日といたしまして、県のほうに報告のほう届出をしておるわけで、これは2022年から始まった制度なんですけども、その中で紹介受診重点医療機関の意向ということで示させていただいておるところでございますが、指定要件を現時点で満たしておりませんので、そういったところで当院に関しましては7,700円の徴収義務が発生しない。今は2,200円の選定療養費というふうな形にさせていただいております。

紹介受診重点医療機関についてなんですが、少し先ほどからの地域医療支援病院とかとややこしい話になってくるかと思います。少しだけ説明をさせていただきたいと思います。

紹介受診重点医療機関といいますのは、令和4年度の診療報酬改定で新設された制度でございます。外来機能の明確化、連携の強化、患者さんの流れの円滑化を図るために都道府県ごとに決定される医療機関です。患者さんは、まず地域のかかりつけの医療機能を担う医療機関を受診いたしまして、必要に応じて紹介を受けて紹介受診医療機関を受診し、その後、状態が落ち着きましたら、逆紹介を受けて地域に戻る、そういった受診の流れを明確にすることが目的となっております。

紹介受診重点医療機関では、他の医療機関等の紹介状なしの受診をする場合は、原則として初診時または再診時の定額の負担を患者さんにご負担いただくことになっております。

選定医療費の定額負担、すなわち徴収の義務化の部分に関しましては、一般病床200床以上の地域医療支援病院と同じですが、紹介・逆紹介率など一定の実績のあることや、地域の医療従事者に研修を行うことなどの要件に、都道府県が承認する地域医療に貢献する基幹病院としての役割のある地域支援病院と、この紹介受診重点医療機関に関しましては少し目的が異なっております。

先ほどの選定療養費の部分に関しましては、額は同じ7,000円以上ということで定められておる中で、紀和病院については消費税を含めて7,700円となっておりますけれども、目的が少し違うというところもございます。

本院が今後めざすところに関しましては、この紹介受診重点医療機関ということになりますので、引き続き地域医療を支えながら、

こういったところの機関のほうをめざしていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）なかなか難しい問題があるのかなというふうに感じますけども、紀和病院は今現在、県から紹介受診重点医療機関として指定を受けていますよね。しかし、同じ200床以上の市民病院がどうして受けられないのかなというのが、今説明も頂きましたけども、僕は不思議でたまらないなというふうに感じるんですよ。紀和病院が既にこの2月から7,700円徴収していますからね。そこから、徴収するのがいいのかどうかは別にして、紀和病院が県から指定されて、橋本市民病院が指定されていないというの、今部長の答弁も聞きましたけども、私の中では納得できないなというふうに思います。

そこで、先ほど部長の中でも、市民病院も紹介受診重点医療機関をめざすということですから、これは可能性というのは十分にあるんですか。それともやっぱり時間がかかるんですか。その辺についてだけ伺います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）可能性としてあるかないかというところでございますが、まずこの指定を受けるにあたりまして紹介率・逆紹介率、その部分の要件が満たさなければ、紹介割合・逆紹介割合と、そういった要件が求められてくるような形になります。現状、少し届かないというふうな状況になっております。

今後、地域のかかりつけ医の先生方との連携を強化していくにあたりまして、今現在、なおもそうなんですけども、逆紹介を積極的に市民病院としてはさせていただきながら、そういった中で紹介もさせていただいて、その率を上げるような形で努めさせていただいて、率を上げるのが目的ではございませんが、そ

ういったことで連携を図って、市民の方々に医療を提供していく中で、機能的に医療提供できるような形にということで進めさせていただいておるところではございますが、そういったところで、今現在は少し要件のほうに満たしていないというところがございますので、引き続きその部分については病院として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）よく分かりました。とにかく頑張ってくださいたいとしか私も言いようがないんですけども、一日でも早く指定されるように頑張ってくださいたいなというふうにお願いします。

それでは次に、市民に市民病院の選定療養費をどのように周知するのかということについてお伺いします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにつきまして、周知に関してということで、今後選定療養費の見直しが必要となった場合は条例改正が必要となっております。現在の2,200円の選定療養費についても、先ほど答弁でも申し上げさせていただきましたように、条例で規定しておるところでございます。

そういったところで条例改正が必要となるということで、市民の皆さま方に関しましては十分な周知期間が必要と考えております。2,200円から7,700円と仮になった場合に、かなりの大幅な金額の引上げというふうな形になっておりますので、前回の780円から2,200円に引上げをしたときもそうですけども、厚生労働省が示す概ね6か月を目安に、十分な周知期間を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）よろしくお願いします。私が申し上げたいのは、別に選定療養費を取ってほしいと言ってるんじゃないです。私の言いたいのは、市民の皆さんが市民病院で受診するには紹介状を持っていかななくては行けないと。それを持っていかなければ、診察費のほかに選定療養費というのが7,700円要りますよということを私は知ってほしいなということで、今回のこの質問になったということです。

そういうことで、部長のお話にもあったように、一日も早く指定されるように頑張ってくださいたいということを申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩をいたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、4番 梅本君。

〔4番（梅本知江君）登壇〕

○4番（梅本知江君）皆さん、改めまして、おはようございます。

議員にならせていただき、皆さまのおかげで1年がたちました。本当にありがとうございます。

早速ですが、質問の前に、過去三つの一般質問をさせていただいています。その処置状況についてご報告させていただきます。

一つ、公用車の適正化については、公用車管理計画を作成しますとのことでしたが、9か月たった今、まだ策定中とのことでした。経費削減のためにも、早急に策定をお願いし

たいと思います。

二つ目、窓口対応やあいさつについてということなのですが、全体的にあいさつが飛び交っている市役所というのを感じることは、私なりにはできていません。が、上下水道部の窓口の明るい対応、すごくて、とても明るい気持ちにならせていただいています。ほかの部署の方も、またお勉強に行かれたらどうかなというふうに感じています。

そして、職員課のほうでは、カウンターに伝統行事に合わせて、折り紙でいろいろ作ってくださっていたんですね。それを見てとても癒やされました。ただ、職員の方が行く窓口であって、市民の方が行かれるもっと市民課とか、入り口とか、ホールのところに、もう少しいろいろ努力していただけたらうれしいなというふうに感じさせていただきました。

あと、込み入った相談の窓口を、今ホールのところにテーブルと椅子を設置してくださっていて、わあ、つくってくれたんやと思ったらそうではなかったんですね。あそこでは座ってちゃんと記入する場所ということでも残念なんですけど、本当に込み入って、いろんな問題を抱えた市民の方がおられます。でも、なかなか隣にお話がもれたり、中の職員に聞こえたりとありますので、ぜひまた引き続きそういう場所をつくっていただくということをお願いしたいと思います。

そして三つ目なのですが、本庁西側の駐車場の修繕の件で前回一般質問をさせていただきまして、何とうれしかったんですけど、市長が前向きに進めていきますとご答弁いただきました。とてもうれしくて、早速土地の所有者とお話を進めていただいているということで、とてもうれしく思っています。が、小規模な修繕を定期的に行いますということだったんですけど、今日も皆さん駐車場を見ていただいたら分かりますが、ちょうど今日雨

ですごく分かりやすいと思います。なかなか定期的にチェックして修繕が行われていません。

先日、キッチンカーのイベントでもそこを使用していましたが、小さいお子さんがおられてとても危険性があるなど感じておりましたので、至急、修繕のほうをお願いしたいと思います。

以上をお願いしまして、私の公約であります明るく、元気で、楽しいまちへをモットーに一般質問をさせていただきます。前段階が長くなって申し訳ございません。

ではまず一つ目。市政で掲げている元気なまちづくりについて。

元気なまちづくりには、行政と市民が一緒になって取り組む必要があると思います。まずは核である市役所からのPRが必要と思いますが、職員の方々が一つになって目に見える形で取り組んでいることはありますか。

二つ目の質問です。旧橋本小学校、旧橋本保育園跡地の活用について。

子どもの遊ぶ場所を造ってほしい、冬や雨の日でも遊べる施設を造ってほしい、ファミリー全世代が楽しめる場所が欲しいなどの要望をたくさん頂きます。子育て世代の移住に力を入れていますが、まずは市民の方々に満足した環境づくりが大切だと考えています。市街であり、市役所に隣接している橋本保育園跡地、広大な橋本小学校跡地を活用しない手はないと思いませんか。

1、それぞれの現在の活用状況をお教えてください。

2、それぞれの今後の活用方法をお教えてください。

以上、答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 4 番 梅本君の質問項目 1、市政で掲げている元気なまちづくりに

に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君） 市政で掲げている元気なまちづくりについてお答えします。

本市では、まちの将来像として、「人輝きあたたかさ湧き出る みんなで創造する元気なまち 橋本」を実現するため、第2次橋本市長期総合計画後期基本計画に基づき、あらゆる分野で主体的に市民が参画できる協働によるまちづくりを推進しています。

具体的な取組みとして、SDGs 交付金を活用した地域づくりの推進や、地域におけるこども食堂への運営支援などを行っており、7月からはより多くの市民の方々に元気で愛着が湧くまちづくりに参画してもらいたいという願いを込めた「さんかくポイント」として、ボランティアや教室・講座に参画した方に、デジタル地域通貨（ハシモ）によるポイントを付与する取組みを準備しているところです。

議員ご指摘のとおり、行政と市民が一緒になって取り組むためにはPRが必要であると認識しており、広報紙をはじめSNSやホームページなどにおいて、分かりやすいコンテンツの作成や様々な手段での情報発信に努めているところです。

また、全ての部署から地域担当職員として定期的に地域に赴くことで、市と地域相互の情報共有や情報収集を積極的に行っているところです。

全ての職員が協働によるまちづくりの推進を心がけ、市民の皆さんが元気なまちと感じ、満足していただけるよう、今後も施策に取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） どうも答弁のほう、ありがとうございます。本当にいろいろと工夫をして、幅広くいろんな施策を考えていただいているということは日々感謝ですし、本当によく分かっています。

最後におっしゃいました市民の皆さんが元気なまちと感じ、満足していただけるようにという部分と、そして全ての職員が協働によるまちづくりへの推進を心がけるという部分で一般質問をさせていただきたいと思います。

そう思っているのは分かるんですけど、市民の方々からしたら目に見えないというんですかね。SNSとかいろんなところでPRはしていただいているんですけど、もっとぱっと感じていただける、視覚化するものはないのかなと。協働なんですけど、やっぱり市からの発信だと思うんですね。そうしたときに、これはあくまでも私の考えなんですけれども、例えばなんですけど、先日、2階の掲示板のところにとってもいいポスターがありまして、こんなポスター。すごくすてきじゃないですか。皆さんご存じですか。こんなポスターです。こういうのを飾って貼ってありまして、すごいなと思いました。ちょっと読ませていただきます。

この世界を柿色に染めたい。私は和歌山県を代表するフルーツ。秋に色づく私は誰にも負けない甘みがある。乾燥させたらさらに甘味をぎゅっと凝縮させておいしくなる。おいしさだけじゃないよ。私にはお医者さんが青くなるほどの栄養成分があると言われるよ。そうそう、日本を代表する俳句に歌われたことあった。私には大きな夢がある。それは日本中を柿色に染めたいんだ。そしてみんなを笑顔にしたい。すてきだと思いませんか。目に見えるこのお色であったり、訴える力であったり、このキャッチコピーであったりですよ。

産業振興課に行かせていただきまして、「これはどこに貼っているんですか」と聞きましたら、掲示板と振興課のお部屋にも貼っていたり、あとイベントのときに使うというようなことをおっしゃっていました。せっかくなので、いいのを作ってもらっているのです、庁舎、本当に古いじゃないですか。そこにこういう色のものがぱーんと貼ってあったらすごく目につき、橋本市、ほんまにしっかりアピールしているなというのを、1階の貼る場所は決まっているかもわからないんですけれども、思ってもらえたり、あと、市の所有する、例えば公民館であったり、アザレアであったり、いろんなところがあると思うんですけれども、そういうところにもどんどんこのポスターを貼っていただいたり、しいては市内の、例えばお店とかにもお願いに行き行って貼っていただいたり、本当にここに書いていただいているような、みんなが柿色に染まるような、オレンジに染まるようなまちになればいいなとすごく感じています。

そしてあとは、ポスターだけではなく何でも発信するかとなったときに、例えばですけど、皆さんのポロシャツをオレンジにするとか、それはちょっとできないと思うんですね、経費的にも、皆さんのいろいろな思いもあって。ただ、皆さんが今されているストラップを、これは私の勝手な意見なんですけど、このオレンジ色にしたらすごい目立って、市民の方が来たときに、みんな一つになって明るく元気にしようとしているなみたいなことを訴える力がすごいんじゃないかなというふうに感じるんですね。

今日、ちょうど、久保部長、すいません、ちょっと立っていただいていたいいですか。あそこにちょうど、オレンジ色のそれは何ですか。
○健康福祉部長（久保雅裕君）認知症の研修を受けた人がもらえる。

○4番（梅本知江君）そういえば私も持っています、すいません。ちょうどつけてくださっていて、あのお色を皆さん、ストラップにしたとイメージしてみてください。庁内はすごく暗くて、建物も古いじゃないですか。でも、ぱっとして、すごく市民の方、見た方も明るくなるし、実際心理学的にオレンジというのは元気になる色で、つけている方も触覚ですよ、触れていることで元気になる。職員同士の方も見て元気になったりとか、本当にいい相乗効果で元気になるんじゃないかなというふうに感じています。

これはあくまでも私の意見なんですけど、この件に関していかがでしょうかということと、ほかに何かアイデアとか視覚に訴えるものが、特にこの役所内であればご意見を頂きたいです。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）まずはそのポスター、お褒めいただいてありがとうございます。すごく私もいいポスターだというふうに思っていて、ぜひそのポスターをいろんなところで活用して、PRしていけたらなと思います。

それからもう一点、ストラップの件でもご意見を頂戴したかと思うんですが、ストラップに関しましては、これは職員課で用意しておるものなんですけれども、なくなっちゃいけないので在庫も今あるような状況であります。ですので、すぐにオレンジ色というのものなかなか難しいかとは思いますが、一つご意見として受け止めさせていただきます。

また、例えばポロシャツですとか、そういったところをそろえるというようなご意見もあったかと思うんですけれども、各課では、例えば私も何年か前にこども課にいたときは、児童虐待防止の関係でオレンジ色のポロシャツで統一したこともございました。農林なん

かでも青色で統一してくれたり、分かりやすい市民に対するPRというのはそういう点でも継続したいと思いますので、また議員のほうからもいろいろアドバイス等がございましたら、ご意見を頂けたらと思います。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）どうもありがとうございます。ぜひ前向きに、何か職員の方がみんな一体となって元気なまちづくりをしているよというのを視覚に入れる、またプランとかを考えていただけたらうれしいと思います。

一つ目の質問は終わらせていただきます。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、旧橋本小学校、旧橋本保育園跡地の活用に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）旧橋本小学校、旧橋本保育園跡地の活用についてお答えします。

一点目のそれぞれの現在の活用状況についてですが、まず、旧橋本小学校における橋本こども園西側の跡地部分は、進入路が橋本こども園への進入路と共用であるため、頻繁に出入りする公用車の駐車場としての利用はできるだけ避け、売却することとなった公用車などの一時保管場所として活用しています。

また、一時保管場所以外の空きスペースについては、市の事業で駐車場が必要になった場合や、橋本こども園、橋本小学校及び橋本中央中学校で行われる各行事開催時の保護者等の駐車場として使用しています。

次に、こども園北側については、主に東家体育館と東家区へ貸し出している区域があり、体育館は社会体育施設としてスポーツ団体等に貸し出しています。それ以外の場所は、地元の団体が開催する祭りや、こども園の臨時駐車場等として利用されています。

次に、旧橋本保育園の活用状況ですが、本

施設は老朽化が進み、現状での利用が困難であることから、活用には至っていません。

二点目の今後の活用方法についてですが、旧橋本保育園については、庁舎スペースの有効利用等を視野に、本市の事務用品や災害対応備品の倉庫としての活用を考えています。なお、東家体育館及び旧橋本小学校跡地の活用は、今までどおりの活用を考えています。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご答弁ありがとうございます。

橋本小学校が移転してから十数年がたちます。市民の方々から、そのままにしていけるのはもったいないというお話をよく聞きます。特に東家地区の皆さまです。ゲートボールのグラウンドや公園、ドッグランなど、何かに使えないのかとよく尋ねられますので、今回の質問をさせていただきました。

現在なんですけど、ここだけのお話では分かりにくいので、これを映していただけたらうれしいと思うんですけど、ちょっと見にくいですね。広大な土地があるんですけど、ここがこども園といいまして、この下にマツゲンがあって、橋本の、マツゲンの横をずっと坂を上っていったところにこども園があって、その横に広場があって、ここに先ほどお話にありました駐車場として使ったり、あとは車検切れの車を置いていたり、消防関係の車を置いたりとかされているということなんです。こちらの生涯学習課担当の東家区というところは、東家区がいろいろ駐車場にしたり、使ってられるということで、こちらのほうに薄くあるんですけど、ここに体育館があります。この前はずっと空いているんですけど、体育館を使用されるとき車を止めたりされているというふうに聞いております。

ではなんですが、こちらの体育館の利用状況なんですが、どのようになっていますか、使用頻度などを教えていただきたいです。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）東家体育館の令和6年4月と5月の利用申込みについてお答えさせていただきます。

時間帯に異なっておりまして、午前8時から正午までにつきましては、4月が約36%、5月が約45%となっております。午後の午後1時から5時につきましては、4月、5月ともに約93%の申込みがあります。それから夜間、午後6時から午後10時までにつきましては、4月が約93%、5月が約90%の申込みを受け付けております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

思った以上にたくさん利用されていて、あれを残していただいてよかったなというふうに感じますが、お母様方から雨の日に遊ぶ場所がないとお話を聞いたときに、ここを使えたらいいなと思ったんですよ。でも、なかなか使えるとしたら、これを見たところ午前中ぐらいしか使えないのかなということなんですけど、でも、雨の日って急に雨が降ったり、前もって予約ということはできないんですけど、例えば雨の日の予約が当日できるとかもできるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

施設の利用申込みにつきましては、インターネットでの受付は2日前まで、前日、当日の予約は直接文化スポーツ振興公社に申し込むことで可能となります。

なお、当日の受付は、平日午前9時から午後5時までとなっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

そしてまた使用料というのも発生すると聞いているんですけど、時間帯で1,040円とか、照明を使ったら520円が要するというようなこともお聞きしまして、なかなか使用状況とか、お金も要するというので、雨の日に使わせていただくというのは無理なのかなって。また土日や祝日は申込みができないという形になっていますので、ここは使用することはできないというふうに感じました。

もう一つの質問は、東家区はどのような利用を行っていますか。お教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）東家区の場合は、区の催しがあるときの臨時駐車場がメインと聞いております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

それは先ほどご答弁で頂いたんですけど、私、東家なのでなんですけど、手持ち花火で遊ぶイベントをしていただいたり、春にはチューリップの花見会をしていただいたり、あとは夏は盆踊り大会をお店をいっぱい出していただいたり、あと、冬になりますと、王様の木という巨大な木があるんですけども、そこにイルミネーションを、皆さんもご存じだと思うんですけども設置していただいたりと、満遍なく使用されているということはすごく存じております。

ただ、今いろいろご回答、ご答弁を頂いたんですけど、まだまだ私から見てもいろいろ利用することはできるんじゃないかなというふうに感じています。今回の一般質問でいろいろ皆さんとすり合わせをする中、この橋本小学校は総務課と生涯学習課とこども課、それぞれに担当が分かれていますよね。

それで、一つにまとまってないなって、うちはうち、うちはうちみたいなのをすごく感じさせていただきました。これからもっと三つの課が連携することで、まだまだ空いたスペースをどんなふうに活用するであったりできるんじゃないかなというふうに感じていますので、前向きにまた三つの課が一つになって、残りの空いたスペースとかをどう使うって、市民の方というような、またお話をさせていただきたいなと思います。

私が勝手に思っているんですけど、冬に巨大クリスマスツリーの下で、例えばクリスマスイベント、なかなかクリスマスのイベントを橋本市でやっているところってないじゃないですか。そんなんを住民の方と一緒にしていただいたり、あと、今王様の木の下にベンチを二つか三つ置いてくださっているんですよ。時々、そこへ座ってお弁当を食べたりされている方がおられますけれども、その椅子もベンチも朽ちてて、おしゃれなベンチを幾つか、木陰になるので置いていただいて、皆さんが読書をしたり、お弁当を作るようなスペースをつくっていただけたら、遊具を置くようなスペースもつくろうと思ったらつくれると思うんですね。

ただ、災害時にこちらでも利用するということなので、それに邪魔しない程度の、小さい方が喜んでもらえるような、この辺は公園がないので、造っていただけたらしていただけたらうれしいなと、前向きにご検討いただきたいという要望で終わらせていただきます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 4 番 梅本君の一般質問は終わりました。

○4 番（梅本知江君） 橋本小学校に対しては終わりました。すみません。

もう一つ橋本保育園跡、よろしいですか。

○議長（森下伸吾君） 暫時休憩いたします。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（森下伸吾君） 再開いたします。

先ほどの発言を撤回いたしまして、梅本君の質問をお受けします。

再質問ありますか。

4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） 申し訳ございませんでした。橋本小学校跡地について終わりというつもりだったんですが、ご迷惑をかけて申し訳ございませんでした。

もう一つ質問にありました、次に旧橋本保育園跡ですが、今は活用されていないとのことですが、今のまま十数年、あのままになっているんですね。結局、老朽化してしまっているんですけども、過去、こども園に移転してからあの場所をどうにかするという、そういうお考えはなかったんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 梅本議員の質問にお答えします。

旧橋本保育園の欠点は車を置くところがない。大和街道のところへ置くしかないというふうなことで、なかなか跡地活用は難しかったんです。そのときに一度建設部と、庁舎のほうから入る道を入れられないかというふうなことも検討はしたんですけども、やはり結構坂になっていますし、その費用対効果を考えるとなかなか難しいなというふうなことで、今ああいうふうに置いています。一時、東家区のふれあいサロンのほうからも、貸してくれませんかという話も頂いたんですけども、高齢者のために使いたいという話も頂いたんですけど、例えばトイレも子ども用なんで、あれを全部改修するということもありましたので、費用対効果とかいろんな問題を考えたときに、やっぱりやめとこうかというふうな

こともあります。

跡地利用については考えたんですけども、やっぱこれといったものがなかった。私としては解体したいなど。横の斜面も崩れたり、そのたびに直したりしているんだったら、あそこは解体をして、もう少しそこで遊んでもらえるようなことをやっぱり考えていったほうがええかなと。今から使うには改修費も相当かかると思いますので、あそこの利用については行革の立場からも、もう一度どういふふうにして使っていくのか、あるいは解体していくのかというところを考えていきたいと思っています。

一番の理由は、やはり車の今の現状で止めていきますと、東家区の皆さんから非常に苦情がある。対向するのがまず大変なんで、そこは難しいかなと。なくすところはなくしていったらいいかなというふうにも思っていますので、また広場としての活用は考えていけるか、また売却できるのであれば売却をして、一つの資産を処分していくという方法も考えられるかなと。本当にずっとあのままなんで、非常に気にしているところもありますので、そこについては今後きちっと方針を立てて、除却債が使えるのであれば除却債を使って、もし除却債が使えるのであれば早期に解体をして、逆に動物とか変質者的な人もおられても困るんで、やっぱりある程度、動物が住むと使いようがなくなってくるので、そういうことも含めて検討をさせていただきたい。

現状、あの建物を使ってというところは、今のところ倉庫ぐらいにしか使えないんで、早急に方針を出していきたいというふうに考えていますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君） 4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） 市長、ありがとうございます

います。前向きに考えていただけるということで、そうなんですよね、皆さんがああな場所で、あそこ、プールもあるんですよ、小さなプールですけどね。園庭で子どもが遊んだり、それこそ雨の日とか、中で使えたり、お部屋も割と広いのが何個あったり、お手洗いは子どものお手洗いですけど、キッチンもありますし、総合して何か、皆さんの高齢者と子どもたちが集う場になればいいなと思ったんですけど、先日見に行ったんですね。私もあそこの出身ですし、子どもたち2人もあそこの出身で、でも本当に老朽化しているなどというのはすごく感じていたんです。ですから、もしリフォームでもして、予算もあると思うんですけど、していただけたらうれしいなというお願いだったんですけども、今市長のお話を聞かせていただいて、いろいろまた早急に考えてくださるということなので、ぜひまた市民の方に喜んでいただけるものをつくらせていただけたらうれしいです。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君） 4 番 梅本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時21分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番10、6 番 高本君。

〔6 番（高本勝次君）登壇〕

○6 番（高本勝次君） お昼一番、よろしくお願ひいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回三点の項目がございまして、まず一点

目は、本市の認知症施策についてでございます。

本市も超高齢化が進む中で、長期総合計画やさわやか長寿プラン等で高齢者施策が推進されています。今年1月から認知症基本法が施行されました。厚生労働省の推計によると、2040年には584万人、軽度認知障害（MC I）を含めるとおよそ3人に1人が認知症になると言われています。また、今後若年性認知症も増えていくのではとされています。

今、各自治体で認知症条例を制定して、市民協働の取組みで推進しようと運動が広がり始めています。

本市の認知症施策についてお尋ねします。

一点目に、政府は、認知症施策推進基本計画を令和7年度には都道府県、市町村で策定するスケジュール案を示しています。本市の取組みをお尋ねします。策定される場合、認知症支援推進検討会で策定されることになるのですか。

二点目に、橋本市認知症支援推進検討会は要綱に基づいて取り組まれています。委員の構成ですが、認知症当事者、家族等が含まれていません。政府は、認知症基本法に基づいて、認知症施策推進基本計画の策定には認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聞くとなっています。本市の検討会に認知症当事者、家族等が委員に入ったほうがよりよい計画策定になるのではないのでしょうか。

三点目に、和歌山県下の認知症地域支援推進員の配置は、令和5年4月現在で、海南市は5名、御坊市は10名、有田市、紀の川市、岩出市もそれぞれ4名、九度山町は5名です。橋本市は2名になっています。近隣市町に比べて2名では少ないのではないのでしょうか。

厚生労働省の説明では、認知症地域支援推進員の業務について書いています。その役割

は多岐にわたっています。本市で、人口規模から見て少な過ぎると思います。本市の認知症の人数は、以前私の質問で、推計ですが2,000人ぐらいおるのではないかと言われていました。推進員の増員がこれでは要るのではないのでしょうか。お尋ねします。

四点目に、認知症当事者が認知症カフェに参加するための交通手段ですが、交通費を公費で実施することはできないのですか。月に1回か2回の開催ですから大きな金額ではないと思いますが、これぐらいのことは実施してほしいと思いますが、いかがですか。

五点目に、認知症の人がまちで安心して暮らしていけるように、認知症の正しい知識を普及及び啓発する認知症キャラバンメイトは、本市では何名登録されていますでしょうか。認知症キャラバンメイトの皆さんに、現状どのような役割を果たしていただいていますか。お尋ねします。

大きな項目二点目ですが、本市の有償運送事業とコミュニティバスについてお尋ねします。

去る3月9日に、ボランティア団体による、誰もが困ることのない移動手段の確保を考えるシンポジウムがありました。本市からは担当課も参加して開催されたものです。高齢者や障がいを持つ人の移動や外出の支援活動を考えようと開催されたものです。

参加者からのアンケートでは、「コミュニティバスの便数を増やして利用しやすくしてほしい」、また、「買物が不便」、「家の前まで来てほしい」、さらに「ふれあいサロンやげんきらりーなどへ行くにも交通手段が不便」、そして、「移送・送迎は行政が事業として立ち上げてほしい」、こんな声がたくさん寄せられました。

有償運送事業者は、運転手の確保や事業運営上の財政問題でも困難を極めています。事

業継続への支援が必要です。

コミュニティバスは、通院、買物等で利用しにくいという声はかなりの地域で聞きます。もっと路線の見直しや便数を増やしてほしいという要望があります。

有償運送事業とコミュニティバスについてお尋ねします。

一点目に、今後も有償運送事業を市の交通機関の一つとして位置付けておられるのかどうかお尋ねします。

二点目に、市民の移送・送迎の確保は、本来行政が責任を持ってするものではないでしょうか。本市の有償運送事業者はボランティアで支えられています。行政から財政的な支援を現状よりもさらにしていかなないと、事業継続は困難ではないでしょうか。見解をお尋ねします。

三点目に、高齢者の運転免許証自主返納について、警察当局からも啓発への協力依頼があるのではないですか。全国の自治体でかなり実施されている自主返納者への支援制度について、本市も検討されているのでしょうか。

四点目に、国会でも3月、コミュニティバスの質問がありました。そこでは、「地域住民がいつでもどこでも自由に移動することは、健康で文化的な生活を営む上で欠かせません。憲法の定めた生存権、移動の権利、幸福追求権などを基に移動する権利を保障することが求められている」と、こんな議論がされました。コミュニティバス運行について、市民が利用しやすい路線や便数を含めた見直しの計画があるのでしょうか。お尋ねします。

大きな項目三点目ですが、高齢者の補聴器購入費補助制度についてお聞きします。

厚生労働省は2021年、自治体の補聴器助成の状況などを調査した、難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を公表しました。2021年時の助成

制度実施自治体は36自治体でしたが、取組みの強化の検討がの中で求められておりました。こういう提言がされたんですが、全日本年金者組合大阪本部の調査によると、本年1月現在、238自治体で補助制度を実施しています。3年前の6.6倍にまで増えています。

和歌山県下では、和歌山市、印南町、すさみ町、紀美野町で補助制度が実施されています。市民から「難聴になると話しづらいし、出かけるのがおっくうになった」とよく聞きます。高齢者のフレイル症状や認知症への不安が出てきます。

本市でも、補聴器購入費補助制度の内容条件を検討してみれば実施できるのではないのでしょうか。前向きにぜひ検討していただきたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

以上、大きな項目三点ですが、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 6番 高本君の質問項目1、本市の認知症施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君） 本市の認知症施策についてお答えします。

一点目の市町村が策定する認知症施策推進基本計画についてですが、本年秋頃に閣議決定される国の基本計画を踏まえて策定することとなります。

策定にあたっては、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って生き生きと住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症支援推進検討会の関係者を中心に協議をしながら進めたいと考えています。

二点目の本市の検討会に認知症当事者、家族等が委員に入ったほうがよりよい計画策定になるのではについてですが、橋本市認知症

支援推進検討会は、医療・保健・福祉、地域における相談業務を行う関係者11名で構成されており、検討会は年2回開催しています。

令和3年度から毎回、認知症当事者の方にもオブザーバーとしてご参加いただき、日常生活の様子や日々感じていることなどを検討会で報告いただきながら意見交換を行い、認知症施策に反映しているところです。認知症支援推進検討会の運営や認知症施策推進基本計画は、認知症の当事者及び家族の方の意見を十分尊重しながら策定していきたいと考えています。

三点目の認知症地域支援推進員の配置は、近隣市町に比べて2名では少ないのではについてですが、認知症地域支援推進員は平成30年度から全ての市町村に配置することになっており、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動に取り組んでいます。

現在、本市全体の認知症地域支援推進員は4名いますが、人事異動もあり令和6年4月現在で、地域包括支援センターには2名を配置しています。和歌山県で実施の認知症地域支援推進員研修に本市は毎年受講申込みをしていますが、各市町村からの申込者が多いため、受講することができていません。

認知症地域支援推進員の必要性については認識しており、今後、地域包括支援センターの所属である正規職員の保健師、社会福祉士の専門職7名が受講できるように、継続的に申込みをし増員に努めます。

四点目の認知症カフェの交通費の公費負担についてですが、参加者に対する交通費補助制度は今のところ考えていませんが、認知症カフェの運営に対する補助について検討します。

五点目の認知症キャラバンメイトの登録者数ですが、令和6年4月現在、介護・医療の専門職は98名、一般の方は39名、合計137名の方に登録いただいています。認知症キャラバンメイトは、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざす仕組みとして、認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師役を務める役割があります。また講座企画等をきっかけに、住民からの相談を受けたり、関係機関との連携を図るなど、地域のリーダーとしての役割も期待されており、本市の場合、認知症カフェでボランティア活動をしていただいている方もおられます。

住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていけることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る中で、認知症支援についても充実させていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、再質問の一点目をお聞きします。

本市の認知症施策は担当職員も苦勞して頑張っただき、医療機関や関係機関の協力を得ながらいろいろと多岐にわたって実施されています。橋本市認知症支援推進検討会についてお尋ねします。

本年秋頃に国の認知症施策推進基本計画が策定され、これに基づいて本市の基本計画が策定されることになっています。この基本計画策定に認知症本人や家族が検討委員に入っ、て、計画策定に責任を持つ立場でなければならないと考えます。オブザーバーでは意見を述べるだけであります。国の認知症施策推進基本計画策定には、内閣総理大臣が任命する認知症施策推進関係者会議というのがありません。ここには認知症の人、家族等も構成メン

バーに入れております。オブザーバーではありません。国の基本計画策定には、認知症の人、家族を構成員に入れていきます。

そんなことで、本市でも検討委員会への委員として同様に、国と同じようにすべきではないかと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）次期の計画につきましては、当然、認知症の方の意見も十分反映させたものにしていく必要があるのは認識しております。現在、先ほど言った委員の中から、オブザーバーとして計画の中に入れてみてはというところですが、今後、各市町の状況も鑑みながら委員の構成を考えていきたいと思っています。

現時点では、意見発言についてはさせていただきたいと思っていますので、できるだけ議員の意向に沿うような形で進めていければと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今答弁を頂いたんですが、認知症当事者からも直接ご意見を聞いています。結局、オブザーバーで横に参加して、そこで意見を聞いていただけるんですけど、実際に基本計画をつくる時には、こうこうこういう方向をめざしてつくっていくという計画そのものをつくるわけでしょう。そのときに、直接そのときのやり取りでご本人が入ってなかったら、こんなことで困っている、オブザーバーで意見を聞いているとはいっても、計画策定には責任を持った形で計画ができてくるわけですから、そこに認知症本人や家族が委員として参加しておくのが最もいいと。だから、政府かって言うてるでしょう。関係者会議に本人を入れていると書いています。必要やから入れてるんですわ。なぜ橋本市では検討委員会に入れないかという疑

問があるんで、ぜひ入れていただけるように進めていただけないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）他の例えばいろんな計画がありまして、そこには関係者ということで、ここでいえば認知症の方に位置する方も当然入っておりますので、委員構成の中には十分入れていく必要があると思っています。今の時点ではまだ委員構成は決まっておりませんけれども、委員の中には入っていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）これから政府がこの計画をつくった後で来年度、市町村で計画をつくるんですが、くれぐれも検討委員会に当事者を入れるように検討していただいて、ぜひそうなるように、必ずそういう運んでいただけるようにお願いしたいと思います。それが一番、政府だって入れているんですから、やっぱり市のほうも同じように当事者を直接会議に入れるということが大事だと思いますので、入れていただけるように、くれぐれも決めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）続けてお聞きします。

二点目ですが、認知症支援活動を推進するために、ボランティア支援の協力が必要になってきます。橋本市市民ボランティアの登録、私もしているんですが、市民ボランティアの登録者はかなりおるはずですよ。そういった皆さんに、その中には認知症サポーターを受講された方もかなりおられると思うんです。そんなことで、認知症支援活動の世話役をする方が少ないとすごく困っております。

そこで、橋本市市民ボランティアの中で、ぜひ認知症の支援活動に加わってご協力いた

だけませんかというふうな働きかけ、仕組みをつくっていくことはできないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

認知症カフェのボランティアを募集するということで、募集についてはボランティアの募集要項、申込票を提出して、地域振興室と市民活動サポートセンターのホームページ等で周知していきます。それから、公共施設等でのボランティア募集チラシの掲示を行うとともに、市民活動サポートセンターの登録団体に対してもさらにチラシを配布するなどして、認知症カフェの運営スタッフの確保に努めたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）私、認知症の問題で以前も質問したことがあるんですが、そのときに橋本市民ボランティア、かなり登録されております。社会福祉協議会に相談してみますという当時の部長が答弁がありました。そんなことで、ぜひ橋本市民ボランティア、かなりおられるこのメンバーの皆さんに声をかけていただいて、何とか今回、世話役で困っている団体に声をかけていただいて、協力していただけないかという働きかけをくれぐれもしていただけるようお願いしたいと思います。

そして、三点目にお聞きします。認知症は誰でもかかる可能性のある病気です。しかし、早期発見・早期診断がどうしても必要になってきます。これがなかったらより進んでいくわけですから、早いめに治療や支援につながることで認知症の進行を緩やかに、また穏やかに暮らしていけることのできる、そういう可能性のある生活ができるわけですね。そんなことで認知症早期診断、早期に支援を図ることを目的に、今全国的に進められているん

ですが、もの忘れ予防検診というのがあります。

東京都の日野市では、70歳から79歳で市内在住の市民を対象に、無料のもの忘れ検診というのを始めておられます。そんなことで、やっぱり初期診断がすごく大事で、私は認知症かもわからんと自分から言う人はなかなか少ないと思います。ご家族からの相談が多いと思うんですが、このもの忘れ検診を、特定健診、同時にやるのか別でやるのか、希望者だけでも募ってそういうもの忘れ検診をスタートして始めていかれたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）もの忘れの検診についてのご提案ですけれども、現在その検診の予定はしておりません。ただ、家族の方たちや身近な方が「この方、最近物忘れがひどいよ」というのが包括支援センターのほうに寄せられていたり、それから介護の事業者の利用者を、使っている事業所からの報告もあったりして、そちらについては全て、全てといたしますか、可能な限り物忘れの外来に行っていただくなり、認知症の初期支援集中チームのご案内をしたりということで、初期の段階の発見には努めているところで、初期の医療につなげる努力もしておるところです。

検診のほうは今のところ考えておりませんけれども、医師の確保とかその辺もあると思いますので、状況も見ながら進めたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）当事者の話をいろいろお伺いしても、早期発見がかなり難しいという、実際のところ。聞いてみたら、ご家族からの相談というか、ご家族が気がつくことはほとんど少ないらしいです。周りの方の友人や友達がいろいろ接触している中で、ちょ

っとおかしいと違うかなと感じるということがほとんどおっしゃっていました。相談に市役所に来られるのは家族が多いかも知れませんが、現実的にはなかなか家族は気がつきにくいというのが、当事者の話を聞いていたらそうおっしゃっています。

そんなことで、市のほうでこういった検診を始めることかすごいきっかけになると思いますので、ぜひもの忘れ検診という予防検診という形で、どんな形になるか、名前はいろいろあっても、そんな形で初期診断がものすごく大事だと思います。そこが抜けるから進行してから気がつくというふうになってしまって、なかなか解決しにくい問題が起こってくるんで、いかに初期診断をするかということにあると思いますので、このことも含めて、検診を含めて検討してほしいと思います。

続けて四点目をお聞きします。今年1月から施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法というのがあるんですが、ここには、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすると、こんな基本計画が掲げられています。1月から始まったんですが。国や地方自治体は基本理念に基づいてどんな取組をするか、計画をつくるのが今求められているんですが、計画作成の際には、当事者や家族などの意見を聞くことも明記しております。認知症の人が個性や尊厳を保障されて、希望を持って暮らせる社会づくりを推進しようというものでございます。

この基本理念に基づいて、自治体での認知症条例というのが広がっています。こういう制定が今各地で広がっております。和歌山県下では、御坊市が平成31年に条例をつくっています。近隣都市でいいますと、河内長野市、富田林市もこの認知症条例を策定しておりま

す。御坊市では、認知症の人の意見を聞き取りして、この条例つくるようにしてまいりました。

本市でも、市民協働の取組みを推進していくために、ぜひ条例制定というのを私から提案したいんですが、この条例をつくろうというお考えはございますか。ぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）条例策定には、いろいろ調査・研究も必要かと思っております。策定に向けては、今後担当者を踏まえ、また関係機関も踏まえて、条例策定ができるかできないかについては検討していきたいと思っておりますので、ただ今の時点ではまだ調査・研究というところでお願いしたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）よろしくお願いします。条例ができると、市の役割、市民の役割とかいろいろ書かれているわけですから、市民的にそういう協働の運動を進めていく上で、すごく条例というのは役立つと思いますので、ぜひとも条例をつくっていただけるようお願いいたします。

そしたら、五点目にお聞きします。本市では認知症の人、そして若年認知症の人、本市の相談窓口に来られてお聞きすることが多いと思いますが、窓口での人数、把握されているんですからお聞きしたいんですが。またそれをお聞きした上で、どんなふうに対応をされているのかを含めてお聞きしたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）これまでの認知症に関する総合相談ということで、令和元年度からご紹介させていただきますと、令和元年度で136件、2年度で175件、3年度で308件、令和4年度で325件、令和5年度は途中集

計になっていまして、4月から12月ということで3か月足りないんですけども、そこで497件ということで、年々かなりの増加で増えておるところです。

特にここ近年はコロナの関係で、在宅でいらっしゃる方の認知も進んでいるのかなというふうに、この数からすると見受けられますし、逆にまた本人からの相談ではなくて、関係する方、事業所からの相談とかいろいろやり取りも活発にしていますので、人数はそんなに増えてはないのかもしれませんが、相談件数としては非常に増えているところでは。

来られた方については、家族とかご友人からの意見を十分聞かせていただいて、今取れる社会資源をどう活用して認知症の進行をいかに遅らすか、また初期認知症について、MCIというんですけれども、こちらの方については初期対応で元の領域に戻っていけるという可能性も秘めておりますので、そこについては集中して医療機関にかかっているところでは、認知症の重度化防止に向けて取り組んでいるというところでは。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）六丁目をお聞きします。認知症当事者のみかんの会というのがあるんですが、このポスター、今開業医の皆さんの医院のところに掲示していただいておりますので、当事者からも言われています。本当にありがたいことなんですということで言っておりました。お礼申し上げたいと思います。

また、和歌山県の委託事業で認知症コールセンターというのがございます。電話相談ですが、毎週月曜日から土曜日まで、朝10時からお昼15時まで、認知症に係るご相談を受け付けておられます。このことを私は本市で周知されているのか分からなかったもので、ぜひとも、毎日、月曜から土曜日まで、10時から

15時まで、認知症で困ったお話を和歌山県の委託事業でされているということなんで、せっかくなんでこういったことも直接市に相談もあるでしょうが、こういった電話相談もありますので、これを周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）こういった相談窓口があることについては周知していきたいと思っておりますが、こちらに電話をされて、最終的にはまた市のほうに戻ってくるのかなというふうに思っていますので、併せて包括支援センターのほうでも、相談業務については職員総力を挙げてしていきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）よろしく願いいたします。本当に認知症はこれからどんどん増えてくる可能性がありますし、部長も前回のときの質問で、どれくらいおるのかなと国の係数を掛けてみたらだいたい2,000人ぐらいと。本当に大変な人数、どんどんこれから増えていきますし、だからやっぱり早いめ早いめの手を打っていく、できることはどんどん進めていくということでなかったら、実際、今現状みかんの会もそうですが、ほんまに当事者だけで苦労して、世話役もおらなくて困っているというようなことで、かなり苦労して運動を進めています。だから、本当にできるところからやっぱりしていけないとあかんし、少しでも減らせるように、そんな形で運動が本市で進むように働きかけていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これで一点目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、本市の有償運送事業とコミュニティバスに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）本市の有償運送事業とコミュニティバスについてお答えします。

一点目の有償運送事業を市の交通機関の一つとして位置付けているかとのおたかしですが、有償運送事業は日常の買物や通院における移動手段において、公共交通を補完するための有効な手段だと考えています。

次に、三点目の高齢者の運転免許証自主返納の啓発協力については、和歌山県警から正式な依頼は受けていませんが、令和5年6月14日に開催した橋本市生活交通ネットワーク協議会の場で、警察関係者から免許返納について「県警では奈良や大阪のような取り組みはしていないので、市や関係機関を巻き込んで何かできないか働きかけている段階」と発言がありました。そのことを踏まえ、和歌山県警や自動車教習所と協力し、令和5年度から免許更新者に対するアンケートを実施して、ニーズ把握の収集を行っているところです。今後は頂いた意見を基に、免許返納した方に対しての支援策を実施するかどうかも含めて検討してまいります。

四点目のコミュニティバス運行について、市民が利用しやすい路線や増便を含めた見直しの計画がありますかについてですが、乗降実態調査や市民アンケート、地域懇談会を通じて寄せられた意見を基に、令和5年4月にルートとダイヤの改正を実施し、利便性向上に取り組んでいます。

令和5年度のコミュニティバスの利用者数は2万8,646人で、改正前の令和4年度の2万182人に比べると8,464人と大幅な増加となっています。また、令和5年度にはデマンドタクシーについても、路線を8路線から10路線に増便したこともあり、利用者数は2,499人で、改正前の令和4年度の1,181人に比べると

1,318人と利用者が2倍近くに増加しています。このことから、今回の改正で一定の効果があったと考えており、当面の間は現状を維持し、改正の予定はありません。しかしながら、恒常的な公共交通サービスの提供とさらなる利便性向上のため、より効果的・効率的な公共交通の運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）最後に、二点目の行政から財政的な支援と事業継続についてお答えします。

本市における支援としては現在、3団体が福祉有償運送を実施されており、これらの団体に対し、介護保険法の介護予防・日常生活支援総合事業を活用した訪問型サービスD（移送支援）補助金を支給しています。これは団体が介護保険制度の要支援1・2や事業対象者及び要介護者を自宅から病院等へ送迎する際に行う乗降介助1回につき250円を支給するものです。また、これ以外に、運転者としての要件である国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習会やセダン等運転講習を受講できるように本市主催により実施し、当該団体をサポートしています。

しかしながら、本年度に入り実施団体より、物価高騰等に伴う負担増による事業継続への相談が本市に寄せられています。

本市では、福祉有償運送事業は地域の移動困難な方々を支える重要な取り組みであると認識しています。今後、物価高騰等も鑑み、介護保険における総合事業の補助制度の見直しができないか検討するとともに、引き続きドライバー等の担い手確保など、喫緊の課題に対して当該団体とも十分連携し、事業継続に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君、再質問

ありますか。

6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君）そしたら、一点目をお聞きします。

二点目の質問でお聞きしたんですが、福祉輸送運送事業者は事業継続が財政的にかなり厳しい状況に置かれております。ご答弁では、当該団体とも十分連携し、事業継続に向けて取り組んでまいりますとありました。

私がお尋ねしたいのは、いつまでに何をどのようにしていくのかであります。事業の運営に携わっている皆さんは、毎日遅くまでボランティアで頑張ってくれております。人件費は出ていません。無償でボランティアでやっております。今後、後で続く人が決まっていらないとのことでもあります。検討するのではなく、期限を決めた見通しを持った財政的支援について具体的に答弁を頂きたいと思うんですが、この事業を継続するための本当に重要な課題と思っていますので、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）事業継続についての支援についてご質問です。

まず、方向性って二つ、三つあると思います。一つは、福祉有償運送の運賃というのは、福祉有償運送の協議会を経て運賃を定め、国土交通省に申請し、認可を得ています。現在の運賃体系というのは平成20年頃から、2キロまでが200円、あと1キロにつき100円ということで、概ねほかの3団体もそのような料金体系が現在も維持されております。もともと福祉有償運送というのは、タクシー運賃の半額程度ということになっております。例えば7キロということで設定した場合、タクシー会社であれば2,500円から2,700円のところを、現在の福祉有償運送は700円で走行しているというところで、非常に安価なところです

けれども、国土交通省のお示ししているタクシー料金の半額程度というところには至っておりません。一つは、団体には、経営が困難になるのであれば可能な限り料金改定のほうをお願いしたいと考えております。

また、市からの支援につきましては、先ほど言ったように総合事業を活用した乗降介助ということがあります。こちらにつきましては、平成30年度に本市において要綱を定めておいて現在に至るわけでございますけれども、他市の状況も見ながら、料金改定につきましては次期4月をめどに、補助の上乗せをできないかというのをいきいき健康課のところで今考えています。物価高騰等もありますので、その辺については250円を増額するように私どものほうから予算措置を申請しまして、協議を経ながら料金改定をしていきたいというふうに思っております。来年4月をめどに真剣に考えているところです。

○議長（森下伸吾君）6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君）ご存じと思うんですが、福祉有償運送事業者は本当に苦勞して、ボランティアがほとんど、圧倒的にボランティアの活動として支えられております。最初に言いましたように、これは本来なら行政として進めていく責任が私はあると思うんです。だから、財政的に相当困難な状況に今陥っておりますので、本当に財政難ですよ、この問題は。財政しかないんですわ。もう一つで運転士の確保ですけどね。困った緊急の課題、これ、当該団体と本当にぶっちゃけて、どうしていったらええんかということで率直な意見交換をしていただいて、少しでも財政的な困難な問題を解決できるように、突っ込んで協議していただくようお願いしたいと思うんです。

もう一つドライバーね、この運転手がなかなか見つからへんということで、何回も私は

よく聞いています、団体から。難しくなって、運転手がなかなか見つかりにくい。部長、お聞きしたいんですが、運転手がなかなか見つかりにくい。私、個人的に意見を言わせてもらったら、最低賃金どころかむちゃくちゃ少ない、手当がね。それで送迎するには責任も重大ということであれば、それやったら定年退職してからアルバイトへ行けば900円頂けて、全然定年退職やってから運転手をやったろかなんて、なかなか見つかりにくい条件があります。そういう意味では、本当に見つかりにくい問題になっているのはどのように感じておられるんですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）定年延長等々に伴う労働者の確保というのは、高齢者から、それから50代、40代まで、既に各分野で始まっております。特に運送業に対しては、公共交通もそうなんですけれども、運転手の確保というのはどこの市町村も同じような状況にあります。

そういった中で、うちのほうでは先ほども言いましたようにセダン運転者講習とかに來られた方で、自由に入ってくださいということで、団体だけではなくて一般の方も募集しております、來た段階で、こういった福祉有償運送をされている団体もありますよということでご紹介はさせていただいてはおるんですけれども、なかなかそういったところにすぐというのはつなげていけないのが状況です。

確かに運転手確保というのは、運送を担うところでは事故の懸念というのを多くの方が先に思う懸念材料ですので、その辺もいろいろと相談をしながら運転手の確保というのを進めていきたいと思うんですけれども、これはすぐに効果が出るものではありませんので、団体との協議も経ながら、長く協議をしてい

きたいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひよろしく。本当にものすごく財政も困っている。運転手も困っているんですわ。本当に大変なことになっております。この団体がバンザイして手を挙げられたら、これこそ市が全部やらなあかんのですよ。えらいことになります。そうならないうちに考えてくださるように、意識してお願いしたいと思います。

送迎に関わる運転講習というのは、本市でやっていただいておりますのは分かっています。その後なんですわ。運転講習を市でやってくれているんですが、その後、育成講習というのがあるんです。細かいいろんな気をつけなあかんこととかいろいろ講習をしているらしいです。これは全部当該団体でやっているんです。何も費用は出ていません。育成講習、ボランティアでやってしまっているの、当該団体で、これを市と当該団体と一緒に共催して育成講習をやることはできないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）育成講習につきましては国交省等々の必須条件ではございませんので、うちのほうは今取り組んではおりません。育成講習につきましては、もう一度団体とお話しさせていただいて、その必要性があるのであれば予算措置をしていく必要があるとは思っております。

ただ現時点では、福祉有償運送をするには国土交通省の必須の講習を受ければドライバーとして認定されますので、現時点ではそのラインで考えておるところです。団体と一度、育成講習につきましてはお話しをした上で、可否について検討していきたいと思えますし、一方で、公共交通のタクシー事業者等々からも交通事故についての重大さという

か、事業困難になっていくよという話はされておりますので、安全運転につきましては、福祉有償運送の協議会の中でも重々各団体のほうにご意見は頂いておって、安全運転に努めることということのご意見を頂いていますので、その辺は認識しています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひお願いします。育成講習については、当該団体が自分たちのボランティアで事故を起こしたらあかんで、気をつけてくださいよということでいろいろ細かいことを講習しているらしいんです。本来ならば市のほうで一緒にそういった講習を進めてくださるように、これもお聞きしますので相談していただいて、よろしく願います。

それと、令和5年度から免許更新者に対してアンケートを実施しておられるようなのですが、実際やっているところは教習所がやっているんですが、運転免許更新のアンケートなんか、集計されておられるんでしょうか。お聞きしたい。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ご答弁でも申し上げますが、和歌山県警と、それから自動車教習所に協力を頂きまして、令和5年の11月から12月の2か月間、60代以上の方に対して移動サービスに関するアンケートを実施しました。対象者は626人、男性348人、女性277人というところで、不明が1名というところでございます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたらお聞きします。

これは実際、本市で令和5年度第1回橋本市の生活交通ネットワーク協議会がありました。そこに私、議事録を見ましたら、支援制度について協議されておりました。これのと

きに出された資料を見ていると、令和4年11月30日現在、県下で30市町村中約3分の2に当たります19の市町村で支援制度、返納したときのいろんな支援をする制度がつけられておられます。

そんなことでお尋ねしますが、県下で3分の2の自治体で免許返納者に対しての支援制度をつくっておりますが、その中でも県下では海南市、有田市、御坊市、田辺市では、免許返納をしたらいろいろな特典、特典と言ったら言い方がおかしいですけども、そういった返納したときの制度をこしらえておられるようです。そういう意味では、3分の2もいろいろ返納するように促すような働きかけをしておるわけですから、橋本市も免許返納者に対してのいろんな支援制度をつくっていくべきではないでしょうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）免許返納をしてしまうと、やっぱり移動手段がなくなってしまうですとか、アンケートの集計の中で特徴的な点としましては、今の生活において運転免許証が必要な理由というのが、最も多かったのが買物のためというような理由が一番多かったです。確かに優遇制度というのを実施するということは、免許返納の促進に対して非常に効果があるというところは認識しております。しかしながら、民間の公共交通機関も実際に利用していただくというような観点もございますし、市がこういった形で免許返納者に対して支援できるんかということを考えていく中で、現在市のほうでは免許返納者に固執するのではなくて、高齢者全体に対する移動支援というのも考えたほうがいいんじゃないかなというふうにも考えています。

そんな中で協働で、ささえ愛高野口のように移動支援を第2層協議体で実施してくださ

っていたり、コミュニティバスに関しても利便性の向上をさせるために便数を増やしたり、デマンドタクシーを増やしたりというような取組みもしています。こういった形で、できるだけコミュニティバスに関する利便性をもっと向上させるような取組みというのに力を入れていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）県下で3分の2の自治体が、19自治体で制度をつくって、そこで免許証を手放して、何とか高齢者の事故を防ぐということで、まだ橋本市でコンビニに車が突っ込んだという話は聞きませんが、本当にいざ事故が起こってからでは遅いので、やっぱり中山間地を中心に、だいたい80も90になっても乗っていると。乗らんと農作業も何もできないということで乗っておられる方が多いんです。本当に心配で、家族から止められてやめる人もおるかもわかりませんが、事故が起こらないうちに、私が感じるのはやっぱりコミュニティバスやデマンドとかいろいろ、実際のとき手放して間に合うんかというたら間に合わないのが正直なところやと思うんです。

もっとそういう意味では整えて、デマンド、コミュニティバスの運行をもっともっと広げていって、いつでも手放しても安心できるというような状況をつくっていかなあかんと思いますよ。そうやけど、県下で3分の2の自治体で、それぞれいろいろできることを提案してされているわけですね。だから、橋本市でできないことはないと思いますので、今、部長の答弁がありましたけども、実施できるようにほんまに検討してください。よろしくお願いしたいんですね。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答

えします。

過渡期になってきているかなと思うんです。これからは橋本市も自動運転を取り組んでいかなあかんのかなと。3レベルにするのか4レベルにするかという問題もあると思いますけども、そろそろそういう高齢者の移動支援として自動運転ができないかというふうな検討も必要かなと思います。いろいろ運転手がいなくて、これはあります。免許返納にしても、私らも何かつくらなあかんとは思っているんですけど、やっぱり農家の人にとって、まだ柿を収穫している人の足を取ってしまうわけにもいきませんので、一度内部でどういうことがいいのかというところを検討させてもらって、その中で何をやっていくのかというところを検討していきたいと。

コミュニティバスのポンチョ2台を買い換えらなあかんぐらい老朽化しているんで、ここの先にもやっていきたいと思います。そういう必要なところにまず手を打っていきながら、そしてやるべきこともやっていくというふうなことで考えてまいりたいと思いますので、もう少し時間を頂いた中で検討を進めてまいりたいと思います。

○6番（高本勝次君）2項目め終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、高齢者の補聴器購入費補助制度に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）高齢者の補聴器購入補助制度についてお答えします。

難聴が高齢者の認知機能の低下やうつ傾向を引き起こすと言われていることから、難聴高齢者の聞こえを支援し、高齢者の社会参加を促進することは重要なことと考えていますので、厚生労働省及び県選出の国会議員に対し、加齢性難聴者に対する補聴器購入助成支

援制度の導入についての要望を行っています。

今後は、国が実施した難聴高齢者と認知症に関する研究結果等の情報収集に努め、動向を注視するとともに、国や県への要望活動等に引き続き取り組んでいきたいと考えており、現時点では高齢者の補聴器購入費補助制度を導入する予定はありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君） そしたら、私、最初に壇上で申し上げた、和歌山市は補助制度を実施しているんです。それで私、都市名を挙げて県下でやっているところを申し上げたので、和歌山市の補聴器補助制度の内容を調べられてご存じなんではいでしょうか。お聞きします。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） 実施市町村につきましては把握しておるところですが、細かなところまではまだでございます。

○議長（森下伸吾君） 6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君） 申し上げます。和歌山市では、令和 5 年度より補聴器購入費補助制度を実施しております。内容は、和歌山市では補助制度の年間予算、私、直接担当者に電話でですがお聞きしました。年間予算は150万円ですよ、年間予算150万円。申請は非課税の方が条件で、一人2万円を上限で、割ってみますと75人を想定しているんですって。いうことなんですわ。65歳以上の高齢者は11万人おるんですわ、11万人。150万円の予算を組んで75名分しかしてないんですが、実際のところ申込みがあったのは59名ですって。本市でどれぐらいを想定しているか私は分かりませんが、かなりお金もかかって、皆応募があると思ってられるか分かりませんが、これを私は申し上げたいんですが、要は橋本市が、補聴器を求めている高齢者が多いということで、どれだけ市が応えようとする姿勢を示す

ことが大事やと思っています。だから、極端に言うとお金の問題じゃなくて、まずはやることを始めていくということが大事だと思いますので、そういう意味では和歌山市で150万円なんて、本当に橋本市はできるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） 金額につきましては、各市町村のほうでそれなりに予算化はされておるところでございますけれども、現在まだ国のほうで、先ほども言いました研究結果の発表が継続的に行われているというところから、認知症と補聴器の効果というのがまだ国から示されていない。そんなところから本市においては、国からの研究発表やそういったエビデンスの下に支援していける方向がないかを研究しております。

また、補聴器につきましては安いものから高いものまで様々なものがあり、さらに個人の使い方によっては、うるさくていいわというような形で横に置いてしまう方もいらっしゃると思いますので、その辺きっちりと医療機関に受けていただいて、先生の指導の下に自分に合った補聴器を探し出すということも必要ですので、その辺も含めて今後の検討材料ということに私どものほうでは思っております。

○議長（森下伸吾君） 6 番 高本君。

○6 番（高本勝次君） 時間がありませんので一言だけ。研究という段階じゃないと思うんです。かなりの人数がおられますので、市民の皆さんに伝えていこうとする姿勢を示していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（森下伸吾君） 6 番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、2 時15分まで休憩をいたします。

（午後 2 時 1 分 休憩）

(午後 2 時 15 分 再開)

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番 11、5 番 阪本君。

〔5 番（阪本久代君）登壇〕

○5 番（阪本久代君）皆さん、改めまして、緊張しております、こんにちは。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。
今回は 3 項目です。

まず 1 項目め。第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針についてです。

何点か質問いたします。まず一点目。前回の橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針では、「当該地域の子どもたちが短い通学距離・時間で通えること、地域の文化・交流の拠点としての役割を持つことを重視し、現小中学校は存続させます」としていたのに、4 校を統合の対象としたのはどうしてですか。

二つ目。再編前と再編後の教職員数（定数配置）を学校ごと、職種ごとに比較するとどうなりますか。

3 番目。第 2 期基本方針では、廃校となる児童は通学距離が 2 キロを超える場合はスクールバス等の運行をするということですが、熱中症対策としても、小学校全体に 2 キロメートルにすべきではありませんか。

また、2 キロメートルを超えるのは具体的にどの地区で、スクールバスの運行はどのようにしますか。

四点目。第 2 期基本方針では、「人口減少は今後も継続することが見込まれるため、児童生徒数の推計の見直しは概ね 10 年ごとに実施することとします」とあります。これでは 10 年ごとに小学校の廃校が続くということではありませんか。小学校がなくなれば若い世代

が転入してこなくなり、少子高齢化が進むだけではありませんか。

二つ目は、国民健康保険税、子育て世帯の負担軽減をです。

国民健康保険税の算定には均等割があり、子どもが多いほど高くなる仕組みになっています。現在、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児について均等割保険税の 5 割が公費で軽減されています。国民健康保険税は毎年引き上げられており、子育て世帯の負担が増えるばかりです。中学校卒業まで対象を広げ、均等割をなくすことはできませんか。

三つ目は、大阪・関西万博に学校単位での参加についてです。

大阪・関西万博は、来年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで開催されます。バスの乗降場から入場ゲートまで約 1 キロメートルは徒歩で移動しなければなりません。また、団体休憩所は 2,000 人しか収容できず、ピーク期間は児童生徒だけで 1.4 万人が来場すると予想されているのに、昼食を取る場所もないと言われています。

また、3 月にメタンガスが原因と見られる爆発火災がございましたが、パビリオン地区でもメタンガスが発生していたと日本国際博覧会協会が 5 月 30 日に発表しました。安全面でも不安があります。

朝日新聞 6 月 5 日付の記事によりますと、大阪府は府内の小・中・高校生らを原則学校単位で招待し、和歌山県も同様の事業を実施予定ということです。参加するかどうかは強制ではなく、各校の判断にするようにできませんか。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5 番 阪本君の質問項目 1、第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針についてお答えします。

一点目の小学校4校を統合の対象とした理由ですが、平成26年度に策定した基本方針では、「長期的には児童数、校舎の老朽化を視野に入れ、統廃合も考えます」としており、平成24年度から令和4年度の間に市立小学校の児童数が3,446人から2,741人になり、約21%減少するなど、少子化が全国平均よりも速いペースで進んでいる状況や、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応できる学習環境を整えるため、中学校区単位での学校適正規模の考え方や災害対応の面から8校を再編対象としました。

二点目の再編前と再編後の教職員数の比較については、あくまで令和6年度時点での児童数等を基に校長、教頭を除く教諭定数配置を試算したものととなりますが、学文路小学校と清水小学校を再編した場合は、再編前の2校合計15人が再編後10人、隅田小学校と恋野小学校を再編した場合は、再編前の2校合計19人が再編後15人、城山小学校と境原小学校を再編した場合は、再編前の2校合計28人が再編後21人、三石小学校と柱本小学校を再編した場合は、再編前の2校合計24人が再編後17人となる試算結果となります。なお、この人数には、県教育委員会によるいわゆる統合加配と、本市独自の加配教員数については考慮していません。また、養護教諭と事務職員は再編後1人ずつとなります。

三点目のスクールバス等の運行については、文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、小学校の通学距離は概ね4キロメートル以内が妥当とされています。本市では、これまで廃

校となる小学校の児童の通学距離の条件は3キロメートル程度以内としていましたが、第2期基本方針では、再編される側の小学校の児童の通学距離の条件を2キロメートル程度以内に緩和しました。気象条件が年々厳しくなっている状況はありますが、小学校全体についてはその整合を図れない実情もあり、概ね4キロメートル以内という通学条件を見直す予定は現在のところありません。

また、学校再編に伴うスクールバス等の対象エリアについては、第2期基本方針にある2キロメートル程度の基準とともに過去の事例も参考に、再編される側の学校のエリアは概ね対象としていくものと考えています。

スクールバス等の運行方法については、民間企業への運行委託や路線バスの活用等を検討してまいります。

最後に、四点目の児童生徒数の推計の見直しを概ね10年ごとに実施すると小学校の廃校が続くのではについてですが、この第2期基本方針にある本市のめざす学校づくりに掲げている学校教育でめざす子ども像や、めざす学校づくりの重点目標、学校適正規模・適正配置に関する考え方等がその時期の教育状況や将来を見通した教育に沿っているのかを概ね10年ごとの推計の見直しを機に確認する必要がありますと考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）では、再質問いたします。

一点目から、学文路小学校と清水小学校を統合しても、複式学級はなくなっても2学級にはなりません。また、統合した児童数と柱本小学校の児童数は、大きな差はないと思います。境原小学校は児童数が増えているし、城山小学校と令和12年度には同数ぐらい

になるということです。人数ではなく、境原小学校の場合は災害対応の面からということですが、分かったときになぜ対応しなかったのですか。昨日のご答弁では、ハード対策をしなかったのはソフト対策をしたからということでした。でも、これで保護者が本当に納得すると思っておられますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ハード対策をしないことについて納得すると思いませんかというご質問なんですけども、意見交換会・説明会を既にさせていただいて、正直なところ納得はさせていただいておりません。過去3年の前の取組みを、今の現実を見据えてなんですけれども、感触としましても納得は頂けないというところが感じております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）私もやっぱり分かったときに、その時々説明をして対応をしていれば、また違ってきたのではないかなと思うんですけど、第2期と併せてやっているというところ辺が一番納得しにくいところではないかなと思いますし、また境原小学校については、今年で境原幼稚園も終わりになるわけですね。だから余計にいろいろな思いというか、気持ちがあるというふうに思います。納得はされていないというふうに思われているみたいですけども、それでも強引に進めていかれるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）強引にという気持ちはございません。あくまで教育委員会が今後のことを思って、子どもの環境をよりよくしたいということで、その説明をさせていただいて、保護者に寄り添うという気持ちは持っております。そういう突きつ走るというような心は持っておりません。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）強引にするつもりはないということです、その辺はよろしくお願いします。

今も子どもたちの学習環境をよくしたいということをおっしゃられました。ただ、私としては、1学年2学級にすることしか子どもたちの学習環境をよくする方法がないというふうには思えません。保護者説明会で頂いた資料に、単学級や複式学級のそれぞれのよさとして挙げられておりました。児童の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。児童相互の人間関係が深まりやすい。学校行事で児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。異学年間の縦の交流が生まれやすい。社会見学や遠足などの受入れが承諾されやすい。このように書いてありました。

また説明会傍聴、3校行ったんですけども、その中でも小規模校のよさ、そのことを保護者の方もおっしゃっておられました。そのときに質問もあったんですけども、小規模校のよさというのは統合されることによってなくなるのだろうか、どうなんだろうというふうな質問があったと思うんです。その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）説明会では小規模ならではのよさという形で説明をさせていただいたんですけども、それは学校再編で子どもの人数が増えても、そこはベースとしては継承していく形になります。例えばクラスの人数が10名が再編して15名になったとしても、学校の授業としては個別学習、ペア学習、グループ学習、一斉学習ってあります。限られた人数でしたら限られた形の学習しか展開できないんですけども、人数が多ければ、それなりの先生が工夫して、他の子どもたち

の意見を聞いて、自分の考え方が合っているかどうかというのいろいろな展開できますので、そういった意味で今よりもさらによりよい環境を提供したいという意味で捉えていただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そこが一番納得のできないところで、少人数であっても、この間の説明では3人いればグループはできると。だけれども、そしたら2人、1人とかになったら確かにグループ学習とかはできないとは思いますが、例えば二桁、10人ぐらいいければ、それなりの工夫次第でいろいろなグループ学習はできると思うんです。だから、何で人数にこだわるのかなというのがどうしても疑問として残るところです。

1番は終わります。2番、行きます。

先ほど人数をずっと言っていたいて、結局4校が廃校になるわけですから、校長、教頭、養護教諭、事務職員は、今だったら4人いたのがそれぞれなくなってしまうと。教諭も、今の人数でのことでしたけれども、結局は減ってしまうと。ということは、教諭一人当たりの児童数は増えるということでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）阪本議員のご質問にお答えします。

単純計算ではそうなるとは思いますが。しかし、私自身考えているのは、先生というのは人としての大きな財産だと、そんなふうに思っております。今経験を積み重ねてくれた先生方、その力をどう生かしていくかということはずごく重要なことでもあります。

それと、今大きな、橋本市だけではなくて伊都地方の中で、教職員の集団の世代交代というのが行われてきている時期でもあります。

そういったことから、若い人たちが今多く採用されているという話も以前ここでもさせてもらったところですが、だからこそ今、ベテランの先生方が若い先生方にいろんなことを継いでいかなければならないと、そんな状況になっております。そのことを考えると、教育の質を高めるということであると、先生方の集団の確保というのはすごく重要になってきます。

そのためには何をしないといけないのかというと、クラスの数なんです。クラスの数が増えることによって、先生方の数も増えます。ですから、そこの中で先生方同士が学び合い、そして教え合いというような活動ができるようになっていきますので、だから、子どもたちの数が一クラスとか二クラスとかというだけではなくて、先生方のことも考えると、質の高い授業を提供できるようになっていくところを大事にしていくことができたかなと、そんなふうに思っております。

加えて、学校が一緒になることで、先生の数というのはクラスの数に合わせて配置されます。加配というのを大事にしていきたいと、県教育委員会とその辺りは協議をしながら、統合加配というものがあったりするんですが、その充実を図ってもらうこと、そしてこれを機に私たち橋本市としても、こういった形で先生の数でサポートをできるかということを考えることなどを併せて考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今お話はありましたけれども、保護者アンケートの中でも、学校教育で最も重視してほしい項目というのは、児童生徒一人ひとりの状況が十分に把握され、きめ細やかな指導が行われること、この割合が最も高かったということです。そのことといえば、教諭の数が減るということは、また

一人当たりの児童数が増えるということは、単純計算ですけど、保護者の思いに反しているのではないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど話をさせてもらったことに少し補足するような形の答弁になってしまいますけれども、例えば一つの学級で1人で担任するということになれば、今、議員が言われたとおりの指摘になるかなと、そんなふうに思います。そこに先ほど言ったような加配であったり、市独自の施策であったりということをすることによって、その学年でのチームでの指導というようなことをできるようにするとなれば、その一人当たりの数というのは変えていくことができるかな、より丁寧な指導ができるかなと、そんなふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）また後で言います。

3番目のスクールバスのほうで質問いたします。境原小学校で行われた保護者説明会に参加をして、3箇所行ったんですけど学校ごとにちょっとずつ資料が違っていて、境原小学校の場合は事前にアンケートをされていて、それに対する答えが書いてありました。そこには、紀ノ光台自治会からスクールバス運行の要望を受け、隅田小学校への指定校変更の考えを持っていることを伝えたとありました。紀ノ光台から城山小学校、隅田小学校、いずれに行くとしても、スクールバス等の対象になるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

現時点のところなんですけども、隅田小学校もしくは城山小学校に行くとなっても、スクールバスのほうは運行させていただくと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）それは安心したんですけど、ただ、今まで紀ノ光台の方たちに対しては、4キロ以内だからスクールバスの対象ではないということで林間バスを使われたりもしていて、バス代の補助をしてほしいという要望もあったと思うんですけど、それに対して4キロ内だから駄目やとずっと言っておきながら、廃校になったら2キロ以上が対象というのはあまりにも勝手ではないかなとまず思うんです。

それと、廃校になっている学校だけが2キロの対象ですから、一緒に統合する先の学校では4キロになるわけで、同じ小学校に通っていて学校まで、こういう場合があるかどうかは実際には分からないけど、例えば3キロか4キロ徒歩で通う児童がいらっしゃって、だけでも一方、廃校になったから2キロちょっとだけバスで通学することができるって、こういう場合が出てくるのではないのでしょうか。あまりにもこれは不公平ではないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）この学校再編で、例えば今通われている学校が変わるとなれば、子どもに今よりも新たな負担を生み出してしまいう可能性がありますので、距離的に緩和をさせていただいたというのが今回の2期方針の一つでもあるんです。ですので、今までは統廃合の対象になっていなかったのも距離要件が範囲に入っていなかったんですけど、2キロに短縮することによって新しい隅田か城山かというところで、一定の自宅から直線という考え方ではないので、そういったところで子どもに負担がかかる場所は通学手段のフォローはさせていただきたいという思いでございます。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）それはそうかもしれないけど、だから統合するために緩和したんだろうなというふうには思うんですけど、ただ、例えば城山小学校とすれば、3キロ、4キロあってずっと歩いて通っていた子どももいらっしやると、片一方で。でも片一方で、境原が廃校になったから、2キロちょっとの距離だけど歩かずにバスで来れると。同じ子どもたちの一つの教室の中で、境原がなくなったからバスやでと、自分らはずっと同じところに通っているから4キロ歩くんやでというのが、子どもたちの中で不公平感が起こらないですかね。

○議長（森下伸吾君） 教育長。

○教育長（今田 実君）阪本議員が言われる気持ちというのは、すごく私もよく分かります。私の記憶している範囲でいうと、隅田小学校が昭和40年代だったかな、に3校が統合して今の場所にということがありました。その当時、どんなふうにしてそれを補助していたかという、保護者とか先生方が資金をいろんな形で工面しながら、それを分配しながらという時代もあり、そして市のほうから半額を出してという時代もあり、その後全額という形で変わってきていました。そこであったことと、ほかの学校はそういった補助があったかという、今言っていたようなことがその時代にも起こっていたと私自身は思っています。

今回も同じようなことが起こることになるんですけども、どこかの段階では今言ってくれていることについては、適正規模・適正配置のこととは別に考えていく必要はある時期はあると思うんです。けれども、今回適正規模・適正配置という形で説明させてもらう中で、それを提案させてもらっているということでご理解いただけたらなと、そんなふう

に思っております。市内全体を見たときに、そしたらどんなことができるかということは別な枠組みで考えていく必要があるのかなと、そんなふうに思います。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）今後のことには期待しますが、でも、同じ教室の中で不公平感が起こるであろうなということは予想できます。

このバスのことで、あと最後確認だけなんですけども、スクールバスとか、あと委託したりとか、路線バスの活用もということもありましたけれども、このどちらになったとしても保護者負担は求めないということでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）原則そのように考えてございます。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）そうしましたら、4番でいきます。

前回の基本方針には、過小規模校への対応のところでは境原小、学文路小、清水小、恋野小の4校については、当該教職員や保護者、地域住民と教育委員会とが協同して実態把握を行い、改善の必要性の有無を慎重に検討・協議し、その結果、必要性があるなら改善方法を検討しますとあります。この間、だから前回の基本方針を出して第2期までの間で、どういうふうな取組みをされてきたんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

平成26年度の基本方針では、おっしゃられました4校は全学年一クラスで、これからの学校では実態把握を行い、改善の必要性の有無を検討するとしていましたが、ご質問いただいた個別の学校の改善の検討につきまして、正直なところ具体的な検討は行えていま

せんでした。ただし、前回の方針を策定してから、全ての小学校の児童数と令和4年度の児童数を比較したところ、約540名が減少しているという状況でありました。したがって、教育委員会の中では、既存の小学校は存続させますという以前の基本方針の見直しをどうするのかということで、令和5年度から検討委員会を設置し、諮問いたし、その答申を頂いて、今回の2期方針の策定に至ったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）結局、何にもしてこなかったということです。予想よりも児童数が減ってきているということですけど、だからそれなりにというか、橋本市もいろいろな子育て支援策であるとか、移住対策であるとか、いろんなことをしてきたけれども児童数の減少に歯止めはかかってない。むしろ予想よりも早く減少しているということであると思うんです。

そうしましたら、今後も概ね10年ごとに見直しをするということは、あまり子どもの数が増えるということは期待ができないというか、橋本市だけじゃなくて全国的にも減ってきているわけなんですけれども、そういう中で10年ごとに推計を見直していったら、結局また新たな統合をしなければならないということが起こるということではないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）10年ごとということなんですけれども、少子化が加速度的に、今のペースよりも速く進むことも考えられますので、やはり中間見直しを含めた上で推計を行っていくべきと考えます。子どもの数が本当に少なくなってから動きますと、またさらに遅れを取りますので、先を見越した形で一定の方針というのは見直していくべきと考

えます。状況によりましては、中学校区単位で今2校の方針を出させておりますけども、そういったところも、ほかの学校も含めてというところもあり得るかもしれません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）最初の答弁では10年ごとのということやったけど、今はまたもっと速くなる、短くなるかもしれないということでした。

市民の声をここで紹介いたします。民報を配りまして、その中にアンケートをQRコードで入れてあったんですけど、それに対してあまり返ってこなかったんですけど、返ってきたものを紹介します。

小学校統合反対です。小学校のことを考えて引っ越ししたのにどうしろと。小学校に4月に入学したばかりで廃校の話。なぜ今なのか。教育に係る費用を削減するための施策として学校の統合という一番簡単な手段を掲げておきながら、統合の理由は子どものためであると偽る。少子化対策、教員の労働時間削減など、将来を担う子どもにお金を投資するという流れに逆行した施策だ。小学校が少なくなれば、当然子どもを持つ親は橋本市を選ばないし、人に勧められない。小学校統合は反対です。

こういう意見がありました。先ほどの2番かな、教諭の人数がの、先生のこと世代交代の時期であるということとかいろいろ説明は頂いたけれども、統合しなくても小規模であつても人数の加配とか、市独自ですとか、お金が要ることですけれども、そういうことも含めて考えることはできないのかなというのをすごく思います。

また、私は柱本小学校区に住んでいるわけなんですけど、まだ柱本小学校で保護者説明会は開かれておりません。保護者の皆さんがど

う考えておられるのかは分かりませんが、柱本小学校に住んでいる地域住民として思っていることは、橋本市はどちらかという民間の住宅開発をどんどん進めてきて、要するに人を集めた、人口増を図ってきたところです。そういうふうになんか人を寄せながら、高齢化が進んだら若い世帯が転入する条件をなくして切り捨てていく。それが橋本市なのかという思いをすごく持ちました。

大規模校の弊害はいろいろと問題になっていて、もっと少人数学級にとかという運動なんかもあったと思うんですけど、小規模校はそれぞれに地域とも連携しながら特色ある教育をされていると思います。歩いて通えるところにある小学校こそ、子どもの成長にとっていいと私は思います。

橋本市のまちづくりの点からも、小学校の統合は納得できません。一旦決まったことだから納得というか、先ほど強引には進めないというふうに言っていたんですけど、結局基本方針どおりにするというのではなくて、保護者、地域の声を十分に聞いて、期限を切らずに、3年後とかも決めずに、ゆっくりと住民の皆さんと一緒に、保護者の皆さんと一緒に結論を出すようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）ご意見ありがとうございます。今回この計画を考えるにあたって、私自身中心に置きたかったことは何かというと、やっぱり橋本市の教育の充実できる施策としていきたいと、そんなふうに思っていることがあります。プラス災害のリスクということは、これもやっぱりできる限りなくしていくということにも取り組んでいかなければならないと、そんなふうに思っています。

その中でどれだけのご意見、いろんなご意

見を聞かせていただいているんですけども、その中に反映させていくことができるかということについては、今8校の保護者説明会・意見交換会を予定しているわけなんですけれども、その6回終わっているところです。あと2校の分をし、その後また地域の方々への説明、意見交換会、そして就学前の方のというところまで計画しています。一旦そこまでお話を聞かせてもらった後、教育委員会においてこの方針についてどうしていくかということを検討するというふうに、そんなふうに考えております。十分意見を吸い上げた上で、内容を精査していきたいと、そんなふうに思っておるところでございます。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）一つ昨日の答弁で気になったのは、いろいろな意見を頂いて、その中でそれを選択するような感じで選んだものを教育委員の会議に出していきますみたいな感じで答弁されたように聞こえたんです。そういうことはせずに、出てきた意見は全てちゃんと教育委員会の中で検討されるということで間違いないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）頂いた意見というのは議事録も作成しまして、それを公開するとともに、教育委員についても同じものを持って議論していくということは、それはしていかなければならないと、そんなふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）もう一つ確認です。一応、文教厚生建設委員会では3月に計画を出すというふうになっていたけれども、この間の保護者説明会ではその辺が幅が広がっていたんですけども、令和9年度に2校、10年に1校、11年に1校やったかな、こういうふうに予定されていますけど、そういうことも

含めて、まだ決まっているわけではないと、決定はこれからというか、そんなに急いではやらないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） あくまで目標年度という形で、最低目標値として示させてもらっているんですけども、全体の説明会の中で意見を頂いた上で今の基本方針のままでいくのか、新たな考え方を取り入れるべきなのかというのを含めて進めたいと思っています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君） よろしくをお願いします。

2 番に行きます。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目 2、国民健康保険税、子育て世帯の負担軽減をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君） 国民健康保険税、子育て世帯の負担軽減をについてお答えします。

国民健康保険は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、保険給付等に要する費用を被保険者の負担能力と受益の程度に応じて負担する保険税によって賄うことを基本としていることから、市町村においては国民健康保険法や地方税法に基づき、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割と受益の程度に応じて賦課する被保険者均等割と世帯平等割との合計によって算定することと定められています。

とりわけ均等割は被保険者の多い世帯には、被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税のご負担をお願いするのが合理的な考え方と捉えています。

国民健康保険の子育て世帯への支援については、令和 4 年度から未就学児の均等割額の

5 割を公費負担により軽減することになりました。

議員おただしの中学校卒業まで対象を広げ均等割をなくすことについては、現行の国民健康保険制度では、軽減により不足となる財源は他の被保険者が負担することとなり、負担が増える他の国保被保険者の理解が必要なことや、現在県下統一保険料に向け調整中であることから、市の単独事業として均等割の軽減等を行うことは難しいと考えています。

市としては、子育て支援策として、子どもにかかる国民健康保険税均等割の軽減や免除のさらなる拡充と、その補填については全額国庫負担で行うことを全国市長会を通じて国に対し要望しているところです。

今後も継続して要望してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君、再質問ありますか。

5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君） まず最初に、中学校卒業までの国民健康保険に加入されている過去 5 年間の人数と、もしこの均等割をなくした場合、どのぐらいかかるのかということをお教えください。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） 中学生以下の被保険者の数につきましては、平成 31 年度で 990 人、以下、917 人、875 人、867 人、令和 5 年度では 811 人となっております。

この令和 5 年度のデータを基に、中学生以下の均等割を全額無償化し、公費負担とした場合は、1,700 万円程度がさらにかかる見込みとなっております。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君） ありがとうございます。

先ほど国民健康保険は社会連帯と相互扶助

の理念に基づき、保険給付等に要する費用を被保険者の負担能力と受益の程度に応じて負担する保険税によって賄うことを基本としているというふうにご答弁されたんですけども、そもそも国民健康保険法第1条には、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると、社会保障であるということがはっきりと書かれています。本来は国がもっと負担を増やすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

まず社会保障というのは、国民皆さまの安心、それから生活の安定、こういったものを支えるセーフティーネットというふうに考えています。その社会保障というのは社会保険とか社会福祉、公的扶助や保健・医療・公衆衛生というものから成っておりまして、とりわけ社会保険制度につきましては、子育て世代からお年寄りまで全ての年代の方が生涯にわたって生き生きと暮らせる保険制度というふうになっております。

社会保険には医療保険があるんですけども、これは国民皆保険として今現在運用されておりまして、国民健康保険と社会保険があって、それぞれ国の負担割合、それから被保険者の負担割合が定められておりまして、これらの相互の負担をし合いながら、病気やけがなどの加入者の相互扶助によって支え合う制度というふうになっております。特に国保は国民皆保険の最後のとりでということになっておりますので、一番弱者が入ってくるというようなところで成り立っていると理解しているところです。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうです。今最後に言

われましたけど、社会保険に入れない方が入るところが国民健康保険で、最初できたときはまだ個人事業主の方も多かったかもしれないけど、今ではどちらかというと年金生活者の方が多いというか、ということは結局あまり所得がない、本当に所得の少ない方が入っておられるのが多い保険になっています。それにもかかわらず、社会保険では被保険者である自分以外の配偶者や両親、親族を扶養に入れることができます。被扶養者の有無や人数に応じて被保険者の健康保険料が変わるということはないんです。ところが、国民健康保険では扶養の概念がなくて、同一世帯だと均等割が人数分必要になります。そのために家族が多いほど国民健康保険税は高くなる、こういう仕組みになっているわけなんです。

先ほどもおっしゃられましたけれども、橋本市においても半数の方がだいたい法定軽減を受けられている。だから、やっぱり低所得者が多いと。しかも、今国民健康保険税は毎年のように値上げをしているわけなんです。だから、そういう中で、家族が多い一番の子育て世帯にとっては大きな負担になっていると私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）確かに国保に入っていらっしゃる方の中で、子育て世帯の方につきましては均等割のほうを頂戴しております。ただ、そこの所得に応じて軽減制度もあることから、納めやすいような一定の配慮もしているところです。社会保険との根本的な違いを、社会保険は所得に応じて一律賦課しているということと、国保につきましては所得は、例えば農業でいいますと表作、裏作、それから漁業であれば豊作や不漁の年もありますので、安定した経営というのは非常に困難となっております。そういったこと

を総合的に踏まえて、先ほど言ったように応能応益制というのは一定導入されておって、低所得者に対しては軽減制度ということがあるので、一定の合理的な制度であるというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）合理的っておっしゃいますけど、別に人数が多かったら病気にかかるのが多いわけじゃないと思うんです。どちらかといえば、今後期高齢者医療制度があつて、75歳になったらみんなそっちのほうに行きますけど、65歳から74歳までの間の方が多いほうが医療費ってかかると思うんです、どちらかといえば。だから、子どもがというか、家族が多ければ医療費がかかるということは一概には言えないというふうに思います。

調べていったら、埼玉県小鹿野町というところ、人口1万168人のまちがありまして、そこでは子育て支援施策の一環として、国民健康保険加入世帯で19歳未満の子どもがいる場合、その子どもの国民健康保険税の均等割額を全額減免しています。こういうところもあります。ここはただ、期限がどうも令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間という限定みたいなんですけれども、それでもやっぱりこういう形で、19歳までみんな減免しているところもあれば、第3子を減免しているところとか、全国にはいろいろなところがあります。

それで、今の国保の均等割・平等割保険料の総額というのは、全国での総額は1兆4,600億円で、そのうち4,400億円は法定減額で公費が投入済みと。新たに1兆円を公費投入すれば、均等割・平等割保険料の廃止は可能になる。全国知事会は国保の構造的な問題を解決するために、国に1兆円の公費等による必要性を訴えている。だから、全国知事会のほうも、この均等割・平等割があるのが合理的と

いうふうには考えてはなくて、やっぱりこれはなくすべきだというふうに考えているからこそ、国に対して1兆円の公費の投入を求めているというふうに思います。

先ほど答弁のほうで、全国市長会を通じて国に対して、子どもにかかる国民健康保険税均等割の軽減や免除の拡充、そのことについて要望していくというふうにおっしゃられましたので、その辺では同じふうな思いではないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君）実際に要望を上げています。国民皆保険という社会保障の制度をもっと国のほうからお金を入れてもらって、国ももっと費用を負担してくれという話は介護保険も含めて全部やっていますので、それは引き続きやっていきますので、知事会と一緒に全国市長会も、当然そういうふうな動きを政策委員会のほうでもやってくれますので、各都道府県の市長会からも上げていっていますので、そこは私どもとしてもやっていきますので、心配しないでください。

○議長（森下伸吾君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）本当はそれだけじゃなくて独自の減免制度をしてもらいたいですけれども、時間の関係で、国に対する要望をぜひとも強力に進めていただけますようお願いいたします。

3 番を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、大阪・関西万博に学校単位での参加に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）大阪・関西万博に学校単位での参加についてお答えします。

和歌山県では、県内の小・中学生が教育旅

行として大阪・関西万博に参加する際の入場券とバス費用の一部を支援する事業を実施するとのことについては、5月31日付で県教育委員会から説明会の案内があったところです。

しかしながら、現時点ではその詳細は示されておらず、学年単位、学校単位、自治体単位といった枠組みも明らかになっていません。今後、希望校を対象とした説明会が開催される予定です。

議員おただしの参加するかどうかは各校の判断にするようにできないかについては、校外学習等の行き先は学校長が決定することになっています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。

確認だけなんですけれども、校外学習等の行き先は学校長が決定するというものですので、もし県のほうから割当てが来ても、教育委員会からは強制はしないということでよろしいですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）学校行事を決める権限は学校長にありますので、そこはそれを尊重していきたいと思っておるところです。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）よろしくお願いします。ありがとうございました。終わります。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩をいたします。

（午後3時11分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）皆さま、こんにちは。

では、私も1年生ということで、1年たちまして少しずつ慣れてきたところではございますので、よろしくお願いいたします。

今回は三点させていただきます。

その前に、今回も農業関係の質問をさせていただくにあたって、6月は梅の季節ということで、市のホームページのほうで農業従事者を募集中ということで、私も一端を担えればなと思ひまして応募させていただきまして、前田農園さんという市協のほうで梅の栽培をされている方のところへ行かしてもらいました。新規就農5年目ということで、今年はみなべのほうが非常に不作で、とは言いながらこちらのほうはひょうも降らず、例年より3割ぐらい収量が少ないみたいなんですけれども、比較的美しい梅が取れてよかったなと思っていますところでございます。

そんな中でいろんな農業政策、ふるさと便から人手、担い手不足だとか、農業従事者しながらいろいろ意見交換をさせていきまして、今回はオーガニックビレッジという有機の質問をするんですけれども、果樹に関しては実際触ると、見ると、農薬がしっかりかかって美しい実で取れるものと、かかってないところはちょっと黒くなっていたりとかきずものになっていたり、その差だけで値段が全く変わってしまうということで、ある一定理解はしなくてはいけないし、そういう形で生計を立てている方の部分はその方向で進めていくというのは大事な事かなというふうな一定の理解はさせていただいております。

農政が本当に順風満帆だったら、私、こんな質問をしなかったんですけども、残念ながらまだ農業従事者が足りないといったり、耕作放棄地の問題があるということで、少しで

も質を高めるのか幅を広げるのかというところで、幅を広げてはどうかというような観点で質問をさせていただきます。

二点目につきましては、人口維持とかいろいろあるんですけども、こちらのほうは将来どうするのかという話と、皆さんが質問をしているのと同じような感じかな。

この中で、私、この前、弁護士の知り合いの先生のブログを見てなるほどなと思ったのが、弁護士の方って結構難しい言葉なんですけど、合理的な疑いを超える確信という言葉が言われるんですね。合理的な疑いを超える確信。何かというと、ある一定被告と原告があったときに、状況証拠とか証言とかで、確かにその人は犯人だよなとか、そういうことをすればそういうことになるよねとか、ある一定の合理性があれば、そこには疑義が入らないので裁判ってできるんですけども、やっぱりグレーな部分ってあって、本当にそうなのとかいうところは問いただされている側がしっかり説明しなくちゃいけないと。説明することで理解されて初めて物事が決まっていくというようなところで、この言葉は実は市政と議員と市執行部の関係でも結構あるのかなということで、我々もなぜこれを質問しているのかというと、少し本当にそうなのかなとか、もっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、そういう疑義のあるところに関して質問をさせていただいて、それに対してしっかりと説明を頂くと。それで納得できるかできてないかは、皆さんそれぞれの判断で、主観で議決を採っていただくと、そういった形になるのかなというふうに考えております。前置きはそんな話であれなんですけども。

では、通告に従い、質問をさせていただきます。

オーガニックビレッジ宣言について。

農林水産省では、みどりの食料システム戦

略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村の支援に取り組んでいます。

本制度は国の令和3年度補正予算から開始された制度であり、令和4年度には55市町村、令和5年度までに97市町村が宣言を出しています。また、令和6年までに100市町村、2030年（令和12年）までに200市町村の宣言を目標としています。

有機農業は耕地面積全体の0.6%にとどまっていますが、市場取引額で見ると2009年の1,300億円から2017年、1,850億円、2020年には2,250億円と拡大傾向であり、今後成長が期待できる分野でございます。

本制度は、生産、流通、消費の各段階で行政主導の有機農業を推進する制度ですが、本市は生産において、花と緑のリサイクル事業に生ごみの堆肥化、減農薬の高野山麓精進野菜等有機栽培の推奨等、有機農業に近い考え方を推進する事業を進めると同時に、流通ではふるさと便やECサイト、また地元産品を取り扱う流通・消費施設があり、流通インフラの整備やノウハウを保持しています。

市内産農産物の給食への利用や大阪の近郊であること、高野山へ向かう通行途中にある特性を生かした消費にも力を入れており、有機農業推進にあたっての親和性も高いと考えます。

既にお隣のかつらぎ町は、昨年和歌山県下で初めての宣言を出しており、和歌山で一番はじめに取り組みを始めた市町村としてプロモーションも考えておられるようです。

オーガニックビレッジ宣言を出すことにより有機農業生産物の販路拡大、既存の農家へ新たに農業へのチャレンジ、新規就農希望者の受入れによる就農人口の増加、有機給食提供による橋本市の保育・教育環境の魅力化を推進することができると考えます。オーガニ

ックビレッジ宣言に参画することについて、市の見解を伺います。

二点目、総合計画における人口維持の政策・施策について。

橋本市の人口は6万人を切り、減少傾向は今後数十年変わらないトレンドになると推測されます。このため、橋本市の長期総合計画において人口減少問題は取り組むべき最大の課題の一つとして認識され、2027年、人口6万人の維持を目標として挙げています。人口の増減は自然増減と社会増減の二通りしかありません。つまり人口を増やすには出生数を増やす、死亡数を減らす、転入を増やす、転出を減らす、この4通りしかないことになります。そして現在までのところ、企業誘致や移住促進等の各種施策を進めていますが、歯止めがかかっていない状況です。

総合計画は現在後期計画2年目です。このまま2027年、人口6万人を維持するという目標の下、その目標が達成される前提でインフラ投資をはじめ各種施策を推進してまちづくりを進めていくのか、人口動態の趨勢を見極め、身の丈に合ったまちづくり政策に修正する考えがあるのかについて伺います。

また、橋本市の人口・世帯数の推移は、人口が減少する一方、世帯数が増えている傾向があります。この現状をどのように分析しておられますか。人口維持のためにどの分野を重点に施策を進める考えであるのかを伺います。

3項目め、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について。

令和6年4月、学校の適正規模・適正配置基本方針が策定されました。報告書によると、令和9年度に境原小学校、恋野小学校、令和10年度に清水小学校、令和11年度に柱本小学校を廃校にすることを明記しています。学校規模の基本的な考え方において、少子化によ

り多様な学習形態、子ども同士の触れ合いの機会が減少していることを理由に、学年2学級以上が望ましいという要素を重視した結果が今回の統廃合に大きく影響しているとされています。

そこで伺います。1回目の説明会を開催され様々な意見を頂いたと思いますが、所見・所感をお願いいたします。

2項目め、議論の前提及び進捗状況について伺います。

今後の予定として、令和6年3月、基本方針策定、今年度に保護者・地域説明会・パブリックコメントを開催し、令和7年、橋本市新しい学校づくり推進計画の策定を予定されています。パブリックコメントの議論の焦点は統廃合の賛否に関する議論でしょうか。それとも統廃合を前提として、通学バス・学童等の安全安心な教育環境を議論する場でしょうか。また、今後の説明会の具体的な開催の時期・回数・対象者について伺います。

三つ目。次に教育環境について伺います。

なぜ学年2学級以上が1学級よりも優れた教育環境であるのか、どのような分野で有意義と考えておられるのか、メリットとデメリットについて具体的に説明を求めます。

また、統合後も1学級しか組めない学文路・清水小学校の児童は2学級の要件を満たせない方針となっていますが、子どもにとってのメリットについてお伺いいたします。

4項目め。丁寧な説明と対話を重視するとしながら、「広報はしもと」5月号において具体的な学校名を掲載していません。このため、住民への周知は十分でないと考えています。市民協働を進める橋本市において、統廃合は一般論ではなく各地区個別に市民と議論を進めていかなければならない案件と考えますが、掲載されなかった理由について伺います。

五つ目、統廃合された学校の跡地利用につ

いて伺います。統廃合後の施設はどのように利活用しようとお考えでしょうか。計画や地域からの要望等、具体的なお考えがあれば教えてください。

6 個目。児童生徒数の減少は平成24年の3,446人から令和4年には2,741人となり約21%減少、また現在の統計上、令和11年には2,165人となり、さらに21%減少していく見込みとなっています。第2期基本方針においては4校の統廃合と方針が出ましたが、学校施設は長期にわたって継続管理されるべき公共施設であり、施設耐用年数は80年を基準とし、40年目で大規模改修、20年目、60年目で中規模改修をする計画になっています。施設整備の観点から、今回の適正規模・適正配置の方針が適正であるという合理的な理由について伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君の質問項目1、オーガニックビレッジ宣言に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）オーガニックビレッジ宣言についてお答えします。

まずオーガニックビレッジとは、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地をいい、併せて市町村が農業施策の方向性として宣言することにより、国からの支援を受けることが可能となる制度です。宣言にあたっては有機農業実施計画の策定が求められるとともに、栽培技術講習会の実施や専用圃場の整備なども進める必要があります。

本市では、平成31年より高野山麓精進野菜として一定量の化学肥料と農薬を減らした野菜の生産に取り組んでいます。技術的なハードルもあり、生産者の確保に苦慮している状況で、さらに制約が多岐にわたる有機農業

を推奨し、まちを挙げて取り組むことは時期尚早であると考えています。

また有機農法は、慣行栽培に比べて除草の手間がかかり、収量が減少するのに加え、本市は農業生産が不利な中山間地の傾斜地に小規模な農地が点在しており、近隣田畑からの農薬の飛散などの影響を受けやすく、オーガニック食品に表示できる有機JASマークを取得できるような農産物の生産が難しいと考えられます。

このことから本市では、有機農業に特化したオーガニックビレッジ宣言への参画は現在のところ考えていません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）では、農業従事者の確保及び移住促進の観点から伺います。

有機農業は農業市場ではニッチな市場ではありますが、国も後押しする政策です。特に大阪という大消費地に近く、橋本市は地政学的に有利な位置にあると考えております。仮に有機農業に興味があり移住を検討される方がおられた場合、貴重な就農希望者が橋本市ではなくかつらぎ町に流れていく、こういったことが想定されますけれども、現状の農業政策で十分な就農人口、これを確保されているとお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

十分な就農人口を確保できているかというお問合せに関しましては、できているとは考えておりません。どんどん農業従事者が減る中で、一人でも多く確保したいというのが今の農業政策の状況でございます。

ただ、それとオーガニック宣言をつなげ、就農する方を橋本市に呼び込んで、一人でも

増やすということに関しましては少し違うな
と思っていまして、例えばお隣のかつらぎ町
のお話がさっき出たと思うんですけど、昔、
それこそ高野山麓精進野菜の関係で関わった
ことがありまして、かつらぎ町には有機栽培
実践グループというグループが既に2006年か
ら立ち上がっておりまして、18年の活動の中
でいろいろ培われたもの、それから行政との
関わり、給食への対応というところを実践さ
れてきました。そんな中で今回のオーガニック
ビレッジ宣言に至ったというところ、基盤
ができてきて、ここに農業者の思いでこぎ着
けたという思いもあると思います。

一方、本市のほうでは、有機栽培に取り組
む農家、有機認証を取られている方というの
は、この間調べたんですけど農家としては1
軒、あとは圃場として、畑として、団体、企
業なんかの有機の登録をしているという方が
数箇所あるかなという状況でございます。

あと、皆さんご存じのとおりやと思うん
ですが、自然農法という形でいろいろ一生懸命
取り組まれている方がいらっちゃって、そん
な中で給食にも今後出していきたいという方
もいらっしゃるんで、橋本市としてはいろん
な農業、慣行農業も含めて、自然農業も含め
て、いろんな農業に対して今は支援している
という状況ですので、オーガニックというこ
とで橋本市が宣言することによって、それこ
そ実際、今、慣行農家と有機農業と言われる
方にはまだまだ溝があるというふうには考え
ておって、実際苦情もある中で、橋本市がそ
したらオーガニックでやっていくよという状
況で進めないかなというのが今の現状ですの
で、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）3番、岡本君。

○3番（岡本喜好君）やらないと言われてい
るんで、今やっている政策をしっかりと進めて
そこに効果を出していただければ、そこは目

的を達成しているということですので、そこ
の部分を見守りたいと思います。

一方、子育て応援の観点からなんですけれ
ども、高野山沿線で引っ越しなり何なり考え
ておられるとして、河内長野市に家を借りる
か買うか、もしくは山を越えて橋本市に住む
かどうかと考えたときに、山を1個越えて橋
本市に来ると、それは有機じゃなくてもいい
んですけども、例えば高野山麓精進野菜を使
って給食を出していると。こういうのという
のはすごく一つの大きな魅力にはなると思っ
て、自然が豊か、そして食事も安全安心なも
のを作っている、これはお金では買えない価
値だと思っているんですね。そういうことに
おいては、子育て応援の観点というアピール
をする部分として非常に大きな柱となると思
うんですけども。

京奈和自動車道の橋本インターに、この前
新しく、「子育て日本一をめざすまち」という
のぼりもかけられたわけですし、めざすだけ
なので、実現をするまちというのぼりをかけ
ていただきかったなと思うんですけども、
子育て応援施策の柱の一つとして、有機給食
もしくは減農薬野菜の給食を出す、こういっ
たことはすごくアピールできると思うんです
けれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）子育て応援の
観点からのご質問でございますけれども、確
かに有機農業の生産物に対する関心というの
は、近年の健康志向や環境への配慮の意識の
高まりとともに強くなってきていると思っ
ています。議員おただしのように、特に小さ
な子どもを抱えた子育て世代の関心の高まり
というのは強いものがあると思います。した
がって、子育て応援の施策として魅力化とい
う面では、有機農業を推進するということは
一定理にかなっているとは思いますが、子育て

支援施策としては多岐にわたることから、まずは財政的な支援、それから福祉のサービスの充実など、既存の施策のさらなる充実に努めたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） 3 番 岡本君。

○3 番（岡本喜好君）財政的支援ということなんですけども、財政的支援と考えたときに、大阪市とか堺市とか政令市にサービスの面で勝てますかという話になってくると思うんです、比較論として。私、高野山沿線を想定しているんですけれども。こうなったときにその部分で戦うというのはちょっと違うかなと。7 番議員ですかね、いつもニッチな部分と言うんですけども、要は金では買えない価値、自然が豊かだとか教育がいいとか、おいしいものを食べれる、そして安全安心なものだから水道水がおいしい、何でもいいんですよ。だからこそ、そこでしか手に入らない価値というものを出していく必要があるのではないかという提言ですので、そういうふうに受け止めていただければと思います。

次に、オーガニックビレッジにおいて取り組まれている農家への応援支援という観点からでございます。オーガニックビレッジについては、生産・流通・消費を促進する事業ですが、特に消費について。農産物は規格外が出る割合が工業製品より高いと思います。収穫した農産物は傷等、規格外が出る割合が一定数出てしまいます。加工すれば何の問題もない農産物が傷、形によって規格外とされ、商品価値が下がってしまうことに非常にもったいないと言えます。現在給食センターでは、里芋やキノコ類などは既にカット済みの野菜の納入をされています。機械の関係上、主に野菜の納入にあたっては定型のものに限定していますが、有機野菜にとどまらず市内産の規格外野菜を市が買い上げ、カット野菜工場で洗浄・加工した上で給食センターへ納入す

ることにより、金額ベースで目標値40%のところ、今現在18%程度しかない県内産の使用率、これの増加を図ることができると思いますが、見解を伺います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

農家支援、農業支援という立場からいいますと、規格外といいますか、売れなくなったようなものというんですかね、商品化されないものというのが売れるようになって、それが農家の収入になるということに関しましてはいいことだというふうには考えておるんですが、ただ、それを給食に使うというふうになりますと、やっぱりその部局との調整といいますか、というのが量の話であるとか仕入値の話というところが必要になってくると思いますので、その辺は今後協議して進めたいというふうには考えております。

○議長（森下伸吾君） 3 番 岡本君。

○3 番（岡本喜好君）給食センターはセンター方式ということで、ある一定の量がないと難しいというのは承知をしております。一方で、来年度開園予定の紀見こども園については、入園児定員もそこまで多くないわけですし、自校方式ということも鑑みますと。特に特出しで市内産の野菜の使用率を上げたり、そういったことに関しては対応ができるかなと考えるんですけれども、子どもたちへの安全な食事を提供することは、特に園の魅力を高めることにもつながるとは思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）新たなこども園での自校方式での食材の提供ということですから、現在献立に応じた食材を指名登録された業者から仕入れていただいております。注文する場合は、特に産地の指定等は行

っておりません。市内野菜を指定して購入すると想定した場合は、必要な量を必要なだけ仕入れることができるのかという問題も出てきますし、お値段というのも課題が残りますが、市内野菜の使用率を上げるということは、検討は可能だと思っています。

なお現在、市内の有機野菜の生産団体から保育園のほうに、月に一、二回ですけれども、有機野菜のほうは仕入れているところです。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） 3 番 岡本君。

○3 番（岡本喜好君）ありがとうございます。改善できるところはできるだけ改善して、農家にとっても、消費者にとっても、市民にとってもいい政策を進めていただきたいと思います。

ここでスライドをお願いいたします。紹介だけなんですけれども、オーガニックビレッジ宣言ということで、文字的には先ほど言ったので、農水省が進めている政策ですということでございます。今現在93市町村が宣言をして、来年度には100市町村、そして12年度、6年後ですかね、200市町村を国が目標としているということで、1,783の市町村のうち今100ぐらいですので、1割、5%ぐらい手を挙げているということでございます。

有機農業の市場なんですけれども、現在2,240億円ぐらいから今後インバウンドも含めて、消費が増えて3,280億円程度まで右肩上がりであっていくだろうと。ただこれは耕作面積0.6%のところがちっと増えるだけで、全体の中では非常に小さい比重であるということは申し上げておきます。

生産と消費と加工流通と消費、これを一端でつなげていきたいと思いますということでございます。既にやっていた部分が多いと思いますので、ここは紹介にとどめます。

ちなみに、ほかの市町村はどういうことを

されているかということ、有機というすごく小さいというか範囲が狭まられたところの部分しか補助がないんですけれども、最先端技術の導入であるとか、省力化・効率化、そして消費の促進、あとは食育ですね、有機という特性から子どもたちの教育とかで使うよと。あとは親子でそういう農業に親しんでもらいましょう、地域で親しみましょう、あとは観光農園的な交流人口を増やしましょうというような特性がございます。あとは学校とか産業、そして観光で、これとつなげましょうというような取組みでございます。

あとは一部、ごみの減量化の推進ということにも派生ができますよということでございます。

あと、青森県の黒石市、こちらも参画をしているという状況でございます。

6月6日には、オーガニックビレッジを参画している市町村と参画を考えている市町村でシンポジウムもやりましたよというようなニュースが大きく出ておりました。

あと、政府の農林水産省が出しているオーガニックビレッジのチラシですね、パンフレットになります。今参画している市町村長からそれぞれメッセージが出ております。この中にお隣のかつらぎ町長、出ておりますので、この右下に空白があるんですけど、ここにはしぼうではないんですけど、平木市長の顔をぜひここに載っていただきたいなという希望も込めまして載せさせていただきしたので、この二つ前に、オーガニックビレッジに取り組むトップランナーということで、うちの市と合う、合わないはあるかもしれないんですけど、もしそういう環境が整えば、またご検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上、1問目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、総

合計画における人口維持の政策・施策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君） 総合計画における人口維持の政策・施策についてお答えします。

まず、将来人口については、長期総合計画における基本構想において、2027年の人口を6万人と設定しているところですが、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所から推計人口が公表されたこと、また、橋本市人口ビジョンの改定時期でもあることから、再度、人口シミュレーションを行い、人口移動率や出生率の改善状況など、上位、中位、下位への想定人口を示すなど、目標人口の考え方については整理したいと考えています。

人口動態の状況ですが、社会動態ではゼロから9歳で転入超過となっており、重点プロジェクトにおいて転入促進層と位置付けたゼロから14歳及び25から44歳、並びに転出抑制層と位置付けた15から24歳で改善が見られ、施策による効果が見てとれます。

しかしながら、転出者は依然として多くなっており、自然動態では死亡者数も増加していることから、人口減少は依然として続いています。

また、世帯数は増加傾向で、中でも単独世帯が増加し、1世帯当たりの人員数が減少しています。

人口維持のため、長期総合計画後期基本計画において重点プロジェクトとして掲げている出生数の改善、ファミリー層の転入促進、転出超過の抑制、これらの三つの視点から、今後も関係施策を推進してまいります。

○議長（森下伸吾君） 3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） 人口政策について質問をしたのは理由がございまして、これ、目標値をしっかりと達成できていればの仮定なんですけども、今現在、目標値と実数の数字ってほしい1,500人ぐらい差が出てあると思うんですよ。これ、ご両親とお子さん1人と考えたら、それを鑑みるとほしい500人ぐらいのお子さんはもしかしたら、目標値を達成できていればなんですけれども、もうちょっと増加していたんじゃないかということが想定されるんですけども、それだけのお子さんがいたら、実はこれから質問する学校の適正規模・適正配置もここまで早く急速に進めていく必要性がなかった。もうちょっと緩やかにということもできたんじゃないかと思うんですけども、人口維持政策が目標を達成できていない現状をどのように受け止めておられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） 確かに現状を考えますと、転入と転出者数の差は縮小できておると。つまり施策による効果というのは若干出てきているというところはあるものの、おっしゃるとおり転入の促進効果に対して転出の傾向を抑えることには現状至っていないところから、目標達成には非常に厳しい状況であるというふうに受け止めております。

○議長（森下伸吾君） 3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） 次のところは飛ばします。

それを受けて逆に総合政策部長のほうの観点からすると、今回、第2期橋本市小中学校適正規模・適正配置基本方針、これが出されたことで、学校が統廃合されていくということに関して、重点プロジェクトで出生数の改善、ファミリー層の転入促進に対して、今から重点的にやっていくんだということに対して学校が一方でなくなっていくということは、

移住の阻害要因となり得ると考えるんですけども、負のスパイラルに陥っているんじゃないかと思うんですけども、逆に教育委員会が今考えられている第2期適正規模・適正配置の方針をどのように受け止めておられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほど5番議員の質問の中でも、市民の方のご意見として紹介があったかと思います。そのような内容なのかなと。しかしながら、小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針の考え方は、めざすべき学びの姿、学校教育でめざす子ども像など、子どもの学びにとって最善の利益となるように検討したというところがございます。移住を考えている方にも様々なご意見をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、一概に移住促進の阻害要因となるとは考えてはおりません。

今後も重点プロジェクトの出生数の改善すとか、ファミリー層の転入促進というところについて、より一層しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）私、実は引っ越しをしてきたときに一番何を見たかというところ、学校は近いかな、中学校はどこかな、買物をするところはあるかな、小児科はどこにあるかな、それを絶対見るんですよ、子ども3人もいたら。1人でも一緒だと思います。小学校がないところに好んで来ますかね。これは阻害要因でないと今答弁をされたんですけども、そういう見解なのでそういうふうに今受け止めますけれども、私は実は阻害要因であるというふうに思います。やっぱりそういうことも考えて、この適正規模・適正配置をやっていたらいいかなというふうに考えております。

以上、2問目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針についてお答えします。

一点目の説明会を開催しての所見、所感についてですが、学校再編の対象校8校のうち6校の保護者の皆さまへの説明を終えた段階ですが、各保護者からは様々なご意見を頂きました。

具体的には、在学中に学校が変わるという戸惑いと不安、子どもにかかる負担、タイトな目標年度、統合先の学校の場所、通学条件や校区の選定、災害対応、1学年2学級を確保できない学校の選択に関することや、再編のメリットが明確に示されていないといった意見がありました。少子化に伴う将来的な学校再編については一定のご理解を頂くところもありますが、厳しいご意見や質問も多く頂いているところです。

教育委員会としましては、頂いたご意見やお預かりした案件について真摯に向き合い、指定校区を含めた具体的な方策案について検討すべきと考えています。

二点目の議論の前提及び進捗状況についてですが、パブリックコメントは案件の賛否を問うものではなく、学校再編の内容を包含した（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の素案について幅広く意見を募集するものであり、頂いたご意見を参考に教育委員会等が計画を策定します。

また、今後の説明会については、6月末に柱本小学校と三石小学校の保護者説明会・意見交換会、7月下旬に2日間に分けて未就学児の保護者向け説明会を2回、その後、地域

説明会を対象校の地域別に5回開催する予定です。以後、関係団体への説明会・意見交換会をそれぞれ開催したいと考えています。なお、学校再編の対象校8校の保護者説明会・意見交換会については、就学時健康診断までに2回目を開催する予定です。

三点目の教育環境についてですが、1学年2学級以上であることのメリットとしては、クラス替えが可能になり人間関係に配慮したクラス編成やクラス対抗の行事ができること、多様な学習形態や意見に触れる機会をつくることなど、学校運営上の利点があると言えます。

また、教職員の人数も一定確保されることから、教科担任制の導入がしやすくなり、教材研究を重ねた授業が学級担任のクラスだけではなく、担任以外のクラスにおいても実施されるようになります。教師集団の確保は教師の資質向上にもつながることが見込まれます。デメリットとしては、特に思い当たりません。

とはいえ、学文路小学校と清水小学校については、再編後も基本方針に基づく1学年2学級が編成できない状況です。将来は橋本中央中学校区の4校で再編対象とすべきですが、施設の状況等からまず2校の再編を進めることとなります。児童へのメリットとしては、たとえ1学級であっても編制される学級人数が増えることでグループを組め、より活発な学習ができることや発表をすること、他の発表を見たりする機会が増えることなどがあることです。

四点目の「広報はしもと」5月号において具体的な学校名を掲載しなかった理由については、保護者の方に直接ご説明を行うべきとの思いからでした。しかし、その真意が伝わらず、市民の方からご指摘を受けたところで、す。今後は丁寧な広報周知に努めます。

五点目の学校跡地利用についてですが、現段階では第2期基本方針を説明している状況ですので、地域からの要望等は頂くまでに至っていませんが、廃校プロジェクトによる民間活力の導入や地域交流施設、社会体育施設としての活用なども含め、地域や関係者のご意見も聞きながら、最適と考えられる方法で検討を進めます。

六点目の施設整備の観点から、今回の方針が適正であるという合理的理由ですが、学校施設を維持していくため学校施設長寿命化計画を策定し、建築から約40年が経過した学校施設を対象に、老朽化に応じて大規模改修工事を順次実施しています。この方針が計画化され4校が再編された場合には、施設の統合により維持管理コストの軽減が図られます。これにより第2期基本方針のめざす学校づくりの重点目標と、取り組む上での留意点にその財源を充当できることで、子どもによりよい学習環境を提供できるという点では、学校適正規模・適正配置を進めることの合理的理由になると考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）今回決められた方針決定の前に、当該地域に住む現在及び未来の児童生徒の保護者、区長等へアンケート、意見聴取をされましたでしょうか。されたかされてないかでお答えください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

方針決定の前に、児童生徒の保護者や区長へのアンケートや意見聴取は行ってございません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

文部科学省のほうの公表資料、特に平成23

年文部科学省委託事業で小学校設置運営に関する事例研究ということで、平成23年の段階で160件の学校が統廃合された案件を集めて、そのうち42事例について研究をされて、いろいろ教訓をされているんですけども、その中で一番大事なものは何かというと、地域との合意形成なんですよ。そして一番何を困られたかということ、学校統廃合の賛否に関する合意形成なんですよ。これは地域、保護者の人と絶対やらなくちゃいけない最重要課題なんですね。これが方針決定前になされなかった、聴取もなかったというのは、非常に大きな実は僕は問題だと思って、後々禍根を残すんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、やるにあたって去年委員会で検討された中で、いろいろな学校が統廃合された教訓がある中でどういうことを考慮しなくちゃいけないか、どういうことを考えなくちゃいけないかというようなことをケーススタディーで、皆さんでグループワーク等をされたことはありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 先ほどのアンケートといいますのは、検討委員会ではアンケートは実施しております。あくまで検討委員会は第1期の基本方針を見直すということで、学校教育を取り巻く状況を踏まえ、学校教育でめざす子ども像やこれからの学校づくりの重点目標、学校規模での考え方を議論した上で委員会と位置付けていますので、議員ご指摘のケーススタディーを行う組織ではございません。ただ、事例としまして文部科学省の公表された自治体に事務局が視察を行いまして、直接担当職員から貴重なお話をお聞きしました。事務局内でこの先進事例は参考にしております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） この教訓事項、非常に大きな教訓がありまして、私も非常に参考になりましたので、ぜひ検討いただければと思います。

今回いろんな説明会をしていただいた中で、私も6校中5校、残念ながら1校は子どもの運動会の関係で入れなかったんですけども、実は一つうれしかったのは、今の保護者の方が現在通っている小学校に対する愛情であるとか、先生に対する信頼、誇り、そういったものをすごく感じられた説明会だったなと思います。要は、逆を裏返せば統廃合を望むという声がなかったということなんですけれども。

この中でいろんな説明資料を見せていただいた中で、説明資料が文部科学省から出されている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、これの項目を結構複写したような内容で、橋本市らしさというか、本当に子どもたちにとってこの地区にはこういう制度がいいんだというのを感じるまでに至らなかったというのが私の正直な所感で、熱量というか、教育長もしくは教育部長が説明するにあたって、子どもたちのためには本当に今こういう環境が大事なので、ぜひご理解くださいという熱さというか、そういうものが保護者の方にも伝わり切れなかったのかなというのは感じましたので、お伝えだけさせていただきます。

次に、これからの進捗について伺います。はぐくむ条例ですね、市民協働をうたう橋本市で、統廃合決定前に学校長をはじめ地域の区長、自治会、PTA、児童民生委員、また学童関係者、こういった方と意見交換はするんですけども、ただ、準備委員会を立ち上げてやりませんかというのを私、説明会で聞いたときには、要は計画策定後には準備委員会を立ち上げるんですけども、統廃合を決める

決めないの前には、庁内委員会だと決めますみたいな話だったと思うんですけども、もう一度当事者、関係者を入れて議論を尽くして結論を出すべきじゃないのかなと思うんですけども、考えをお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今回の基本方針は検討委員会に市全体の適正規模・適正配置について諮問したことについて、答申を受けて、検討会が作成したものです。この検討会には、PTAの代表、教育関係者、区自治会の代表者、学校長、多くの市民に参画していただいていますので、はぐくむ条例に即した市民との協働に努めていることはご理解いただきたいと思います。

今後の計画の素案作成までに、各説明会や意見交換会、それからパブリックコメントなどを通じて幅広くご意見を頂けるように取り組んでいきたいと考えていますので、現在のところ学校の再編統合の決定前に準備委員会を立ち上げることは予定してございません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）去年の検討委員会は、結果的に当事者が入っているんですけども、このときはどの学校ですよという話はしていませんよね。ということは、当事者意識はみんなないはずなんですよ。これ、総論はみんな賛成、でも各論になったらどうなのという話までいってないはずなんですよ。これで総論賛成で、皆さん各論も賛成しましたよねみたいな形で、残りは教育委員会で全部決めます。決まった後に当事者を入れて、もう一回、通学はどうしますかみたいな統廃合ありきの後からの議論をして、市民協働でやりましたというのは、いささか乱暴な議論の進め方ではないかなとは思いますが。

先日、面白いなと思ったのが、神奈川県大

和市議会でニュースになっていたんですけども、小学生による請願が採択をされました。これはどういう請願かというと、行政に子どもの意見を反映する仕組みがないから何とかしてくださいという請願なんですよ。橋本市の適正規模・適正配置方針を策定するにあたって、一番の当事者である小学校、もしくはこれから議題になるかもしれない中学校、中学生、そういった方の意見を今までに聞いたことがあるか、もしくは、これから聞く予定があるか。いかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）子どもの意見を聞くということについてですけれども、この点はすごく大事なことで私自身も認識しておるところです。昨年度、こども家庭庁ができた。それに合わせてこども基本法が施行された。その中にもこのことが大きな柱の一つとして盛り込まれていることは認識しているところです。

それで、橋本市立適正規模・適正配置検討委員会の中でも、このことについては議論がありました。答申の中にも、統廃合による児童生徒の不安、心配の解消への取組みは計画的に行う必要があると考える、そんなふうにも頂いておるところです。そこで、対象となるのが小学生ということになりますので、その辺りのことは十分考慮した上で、時期とか内容とか方法、そんなことも含めて慎重に検討した上で、子どもの意見は取り入れていくことができたかと思っております。

ただ、学校再編の是非を問うというような形ではないものを私自身としてはイメージしておるところです。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）今まで1学級じゃ深い学びがない、なかなか議論が進まない、だから2学級がいいんだという、そういう議論を

ずっとされていると思うんですね。実際、逆に今度学校統廃合するには庁内委員会だけしかない。準備委員会も立ち上げない。小学校の意見を聞く場もない。多分、僕は個人的には、庁内の検討委員会、つまり行政からの必要性、そして当事者からの保護者を含めた、もしくは地域の関係者を含めた準備委員会、そして本当の子どもたちの集まりというか、きらりと光る意見があると思います。そういう、言うたらその3者の3学級でやっぱりこれから議論を進めていったほうが、お互いより深い学びと理解とが得られると思うんですけども、これがまさにこれから教育委員会がやりたいことじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。あくまでやらないですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）どの段階でどの人たちからどんな意見を聞かかということは、これは考える必要があると思っておりますし、私たちが計画を立てたことについて、今いろんな立場の人に意見を聞いております。聞いた中で、今後その意見をどう取り入れるかということについては、どんな形でそれを議論していくかということについては、そこは内部で検討していきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ぜひ市民協働、参画をうたう橋本市ですので、いずれどういう形にしろ、やはりそういう場があるということだけでも、保護者もしくは当事者にとっては大変ありがたい、結果はどうかありがたい場所だと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

時間がなくなってきましたので、次に教育のデメリットについて、特にないというご答弁だったので、本当かなというところで質問をさせていただくんですけども、スライド

のほう、よろしく願いいたします。

説明会にもありました教育環境の留意事項ということですね。これ、通学条件、地域学校の協働による魅力ある学校づくり、児童生徒の環境変化に対応、安全対策、きめ細やかな学習指導、そして学童保育等々あるんですけども、これをよくよく見ると全部デメリットだと思うんですね。

通学条件、絶対悪くなりますよね。地域と学校の協働による魅力ある学校づくり、地域が広がるんですから、より関わってくれる、地域的に広くやらなくちゃいけないので、コンパクトにはできないので難しくなってくるよねと。児童生徒の環境の変化、転校もあります。安全対策、当然バス通学とかをし出したら、安全対策、これ、デメリットですね。教師一人当たりの生徒数が増えるということはきめ細やかな学習指導、難しいですね。そして学童保育、送迎はどうするのみたいな話になったときに、留意事項ってどういうことかという、文部科学省は賢いかなと思ったんですね。こういうデメリットがあるから、このサービスが低下しないように留意してくださいよって裏返しだと思うんですよ。でもこれをデメリットじゃなくて、デメリットはありませんと言われると、ほんまかなと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）壇上からは、学級数そのものに焦点を当てた答弁をさせていただきました。おただしの通学条件につきましては、学校再編により学校が遠くなってしまうことがありますので、児童に新たな負担をかけたくないことから、対象校の通学条件を緩和するということでスクールバス等を活用できるよう、デメリットとならないように取り組んでまいります。

それと、岡本議員、すいません。先ほど私の再質問の答弁で、基本方針は検討委員会が策定したというのをしてしまっ、て、申し訳ございません。検討委員会の答申を受けて教育委員会が策定しております。申し訳ございません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）若干もう少し、私が考えているデメリットについて質問をさせていただきます。スライドをお願いいたします。

統合の仕方、できるだけ児童の環境の変化がないようにという留意なんですけれども、今の橋本市が考えているのは、3年後、4年後、5年後に一挙に変えますということなので、当然転校が伴いますということに対して、教訓のほうにもできるだけ変化がないようにというか、ある一定の期間から入学を止めて卒業までしてもらおうと。要は転校を伴わない廃校の仕方というのがあるんですけども、これは検討をされましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）こういったことも検討はしております。子どもへの環境の変化への負荷については、両方とも絶対負荷というのがあると思うんです。特に一時期に一緒になることになれば、クラスにいきなり何人かが増えるというような状況になります。ただ、年度途中ではなくって年度更新のときにということになるんですけれども、このときにはやっぱり学級づくりというのがかなり難しい面があるかなと、そんなふうに思っております。

そして今示していただいた、徐々にという形のものも示していただきましたけれども、そのことになれば学校運営自身が、学級というよりは学校運営自身が、下の学年が人数が少ないという状況が長年続くというようなこともあって、学校運営の面での難しさという

のが出てくるかと思います。けれども、この両方とも何を大事にしないといけないのかと、いったら、するまでの間の子どもたちの交流、学校との交流、そういったことは絶対必要になってくるかなと、そんなふうに思います。

ですから、両方ともそれぞれのよさというのと、そして気をつけないといけないというところは、多少の違いがあったとしても取り組まなければいけないことは一緒かなと、そんなふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）スライドをお願いいたします。

二点目です。災害の観点から、橋本市のハザードマップ、今これは学文路小学校と、左ですね、右が清水小学校なんですけれども、私にはどう見ても学文路小学校のほうが多く見えるんですけども、災害の観点から学文路小学校と清水小学校の安全性、どちらが高いと考えておられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）浸水想定エリアが狭い清水小学校かと考えます。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）避難民が出たときの観点で、恐らく学文路のほうが多量の避難民が多いかなと思うんですけども、こうなったときに、避難民がもし避難されたときに、どちらのほうで学校再開、容易でしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）災害の諸条件にもよりますので一概には申し上げることはできませんが、避難者数については学文路小学校のほうが多いと考えます。また、学校再開につきましても、条件によりますけれども、避難者数の少ない施設のほうで早く再開できる可能性が高いということから、清水小学校のほうで学校の再開は早いと考えます。

○議長（森下伸吾君） 3 番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明 6 月 19 日午前 9 時 30 分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（午後 4 時 26 分 延会）

地方自治法第 123 条第 3 項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

9 番 議 員 堀 内 和 久

10 番 議 員 垣 内 憲 一

